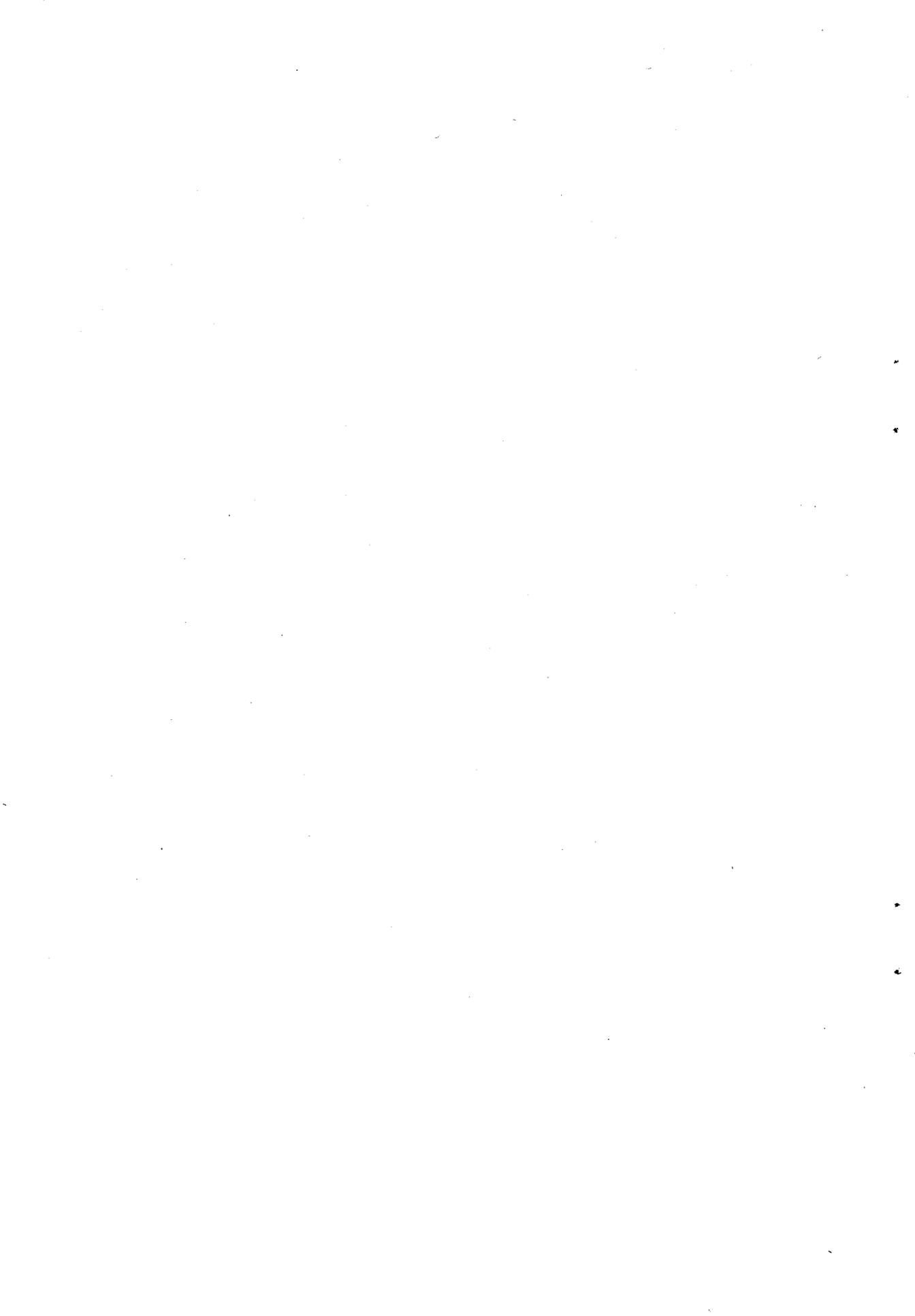
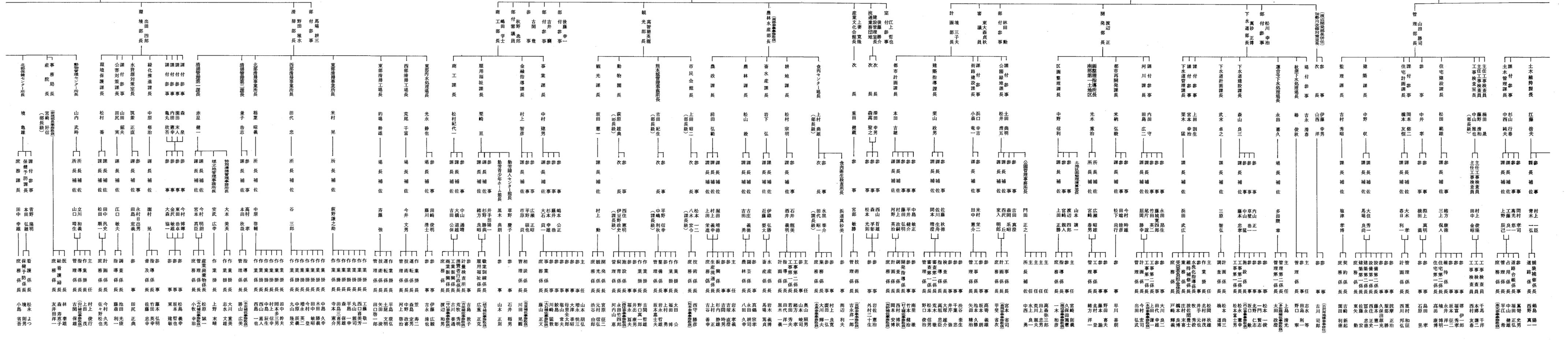


総務

1	行政機構 (人事配置)図	23
2	歴代市長	31
3	職員数	31
4	給与	31
5	基本構想	35
6	熊本テクノポリス	41
7	高度情報化社会 への対応	42
8	都市圏行政	43
9	広報・広聴	44
10	総合行政情報 システム	52
11	職員研修	55
12	選挙	59
13	国際交流	63
14	名誉市民	65
15	財政	67
16	市税	72
17	開発公社	76
18	土地開発基金	77
19	市庁舎概要	77



保健衛生局長 服部公雄 局付技監 本田栄南 局付参事 坂田家則 経済局長 天草洋 局付参事 南部隆男 都市局長 松本宏 局付参事 青木憲昭 建設局長 片桐博行 局付技監 飯田行美



2 歴 代 市 長

代	氏 名	就任年月日	退任年月日	代	氏 名	就任年月日	退任年月日
1	杉村 大八	明22. 5. 6	明26. 7. 9	12	石坂 繁	昭20.10. 4	昭21. 3.11
2	松崎 為己	" 26. 9.15	" 30. 8. 2	13-14	福田 虎亀	" 21. 6.14	" 23. 2. 9
3	辛島 格	" 30. 9.13	大 2. 1.20	15	佐藤真佐男	" 23. 4. 7	" 27. 3. 7
4	山田 珠一	大 2. 4. 2	" 3.10.10	16	林田 正治	" 27. 3.20	" 31. 2.23
5	依田 昌兮	" 4. 1.14	" 6. 9. 3	17-18	坂口 主税	" 31. 3.16	" 38. 1. 4
6	佐柳 藤太	" 6.11.20	" 10.11.19	19-20	石坂 繁	" 38. 2.15	" 45.11.26
7	高橋 守雄	" 11. 1.19	" 14. 7.13	21	星子 敏雄	" 45.12.20	" 49.12.19
8	辛島 知己	" 14. 9.14	昭 4. 7. 4	22	星子 敏雄	" 49.12.20	" 53.12.19
9	山田 珠一	昭 5. 2. 5	" 9. 4.17	23	星子 敏雄	" 53.12.20	" 57.12.19
10	山隈 康	" 9. 5.14	" 17. 5.13	24	星子 敏雄	" 57.12.20	在任中
11	平野 龍起	" 17. 6.25	" 20. 8.10				

総務

3 職 員 数

(昭61.4.1現在)

区 分	定 数	現 員 数		
		吏 員	そ の 他	計
市 長 事 務 部 局	3,552	3,267	265	3,532
議 会 事 務 局	26	26	0	26
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	22	21	1	22
監 査 事 務 局	14	13	0	13
教 育 委 員 会 事 務 局 及 び 関 連 機 関	911	853	29	882
学 校 教 育 委 員 会 事 務 局	5			
平 委 員 会 事 務 局			市長事務部局兼務	
消 防 局	536	528	3	531
農 業 委 員 会 事 務 局	27	19	1	20
交 通 局	582	469	30	499
水 道 局	397	371	25	396
計	6,072	5,567	354	5,921

4 給 与

(1) 局別職員給料

(昭61.4.1現在)

局 別	給 料 月 額			平均年齢	平均勤続年数
	最 高	最 低	平 均		
市 長 事 務 部 局	525,200円	105,400円	240,565円	38歳01月	14年04月
議 会 事 務 局	456,400	148,200	263,800	39・06	16・07
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	398,200	120,800	247,435	38・06	16・01
監 査 事 務 局	390,700	172,500	288,743	42・07	19・09
教 育 委 員 会 事 務 局	456,900	112,600	269,860	42・01	16・ 0
消 防 局	444,400	112,600	240,266	36・07	15・03
農 業 委 員 会 事 務 局	417,000	116,700	260,732	40・06	18・08
交 通 局	417,000	120,800	239,247	46・02	19・07
水 道 局	417,000	112,600	244,884	38・01	15・08
全 体	525,200	105,400	245,303	39・03	15・03

(2) 初任給基準

(昭 61. 4. 1 現在)

区分	職 種	試 験		学 歴 免 許 等	初 任 給			
		正試 規 の 験	上級 中級 初級		等級	号俸	金 額	
一 般 職 員 給 料 表	一 般 職	正試 規 の 験	上級	大 学 卒	6	2	129,200円	
			中級		7	6	116,700	
			初級		7	3	105,400	
		そ の 他	大 学 卒		6	2	129,200	
			短 大 卒		7	6	116,700	
	高 校 卒		7	3	105,400			
	中 学 卒		7	1	99,000			
	保 母			短 大 卒	7	6	116,700	
	業 務 職			高 校 卒	7	3	105,400	
				中 学 卒	7	1	99,000	
	医 療 技 術 職	薬 劑 師 栄 養 士 診 療 放 射 線 技 師 臨 床 検 査 技 師 理 学 療 法 士 歯 科 衛 生 士 獣 医 師			大 学 卒	6	2	129,200
					大 学 卒	6	2	129,200
					短 大 3 卒	7	8	125,000
					短 大 3 卒	7	8	125,000
					短 大 3 卒	7	8	125,000
					新 高 4 卒	7	4	108,700
					修 士 課 程 修 了	6	4	138,400
					修 士 課 程 修 了	6	4	138,400
	看 護 保 健 職	保 健 婦 助 産 婦 看 護 婦			大 学 卒	6	2	129,200
					短 大 3 卒	7	8	125,000
				短 大 2 卒	7	7	120,800	
消 防 員 給 料 表	消 防 士	正試 規 の 験	上級	大 学 卒	7	8	138,400	
			初級	高 校 卒	7	2	112,600	
医 療 技 術 職 給 料 表	医 師 ・ 歯 科 医 師			博 士 課 程 修 了	4	8	234,700	
				医 大 卒	4	1	162,900	
教 育 職 給 料 表 (1)	高 校 教 員			大 学 卒	2	3	125,900	
				短 大 卒	3	5	108,900	
教 育 職 給 料 表 (2)	幼 稚 園 教 員 ・ 各 種 学 校 教 員			大 学 卒	2	5	125,200	
				短 大 卒	2	2	108,200	

(3) 特別職の給料及び報酬

区 分	現行給料月額	施 行 年 月 日	改正前給料月額	施 行 年 月 日
市 長	885,000 円	昭 60. 7. 1	841,000 円	昭 59. 4. 1
助 役	703,000	"	668,000	"
収 入 役	631,000	"	600,000	"
常 勤 監 査 委 員	518,000	"	491,000	"
企 業 管 理 者	530,000	"	503,000	"
教 育 長	462,400	昭 60. 10. 1 (一般職職員1等級適用)		

区 分		現行報酬額	施行年月日	改正前報酬額	施行年月日
教育委員会	委員長	月額 95,000 円	昭 61. 4. 1	91,000 円	昭 60. 4. 1
	委員	月額 56,000	"	54,000	"
監査委員	知識経験を有する者のうちから選任された監査委員 (非常勤)	月額 94,000	"	90,000	"
	市議会議員のうちから選任された監査委員	月額 41,000	昭 60. 7. 1	39,000	昭 59. 4. 1
公平委員会	委員長	月額 54,000	昭 61. 4. 1	50,000	昭 60. 4. 1
	委員	月額 40,000	"	38,000	"
選挙管理委員会	委員長	月額 54,000	"	50,000	"
	委員	月額 40,000	"	38,000	"
	臨時に選挙管理委員に充てられた補充員	日額 7,000	"	5,000	昭 54. 4. 1
投票管理者及び開票管理者		1回につき8,000	"	7,000	昭 58. 4. 1
選挙長		1回につき8,000	"	7,000	"
投票立会人、開票立会人及び選挙立会人		1回につき7,000	"	6,000	"
固定資産評価審査委員会委員		日額 7,000	"	5,000	昭 54. 4. 1
農業委員会	会長	月額 54,000	"	50,000	昭 60. 4. 1
	副会長、部会長及び副部会長	月額 40,000	"	38,000	"
	部会の委員及びその他の委員	月額 37,000	"	35,000	"
婦人相談員		月額 81,300	昭 60. 4. 1	78,700	昭 59. 4. 1
家庭相談員		月額 81,300	"	78,700	"
社会教育指導員		月額 81,300	昭 61. 4. 1	78,700	昭 60. 4. 1
その他の非常勤の職員		日額7,000円以内において市長が定める額 ただし、特別の事由によりその報酬を月額又は年額をもって定める場合においては予算の範囲内において市長が定める額	"	日額5,000円以内において市長が定める額 ただし、特別の事由によりその報酬を月額又は年額をもって定める場合においては予算の範囲内において市長が定める額	昭 54. 4. 1

(4) 旅 費

(昭54. 4.28施行)

区 分	鉄 道 賃	船 賃	日 当 (1日につき)	宿 泊 料 (1夜につき)		食卓料 (1夜 につき)
				甲 地 方	乙 地 方	
号 1 市長・助役・ 収入 役	運賃の等級を2階級 に区分する線路にあ つては上級の運賃	運賃の等級を3階級 に区分する船舶にあ つては中級の運賃	円 2,500	円 12,500	円 11,300	円 2,500
2 企業管理者等及 び3等級以上の 職務にある者	運賃の等級を設けな い線路にあつては、 その乗車に要する運 賃及び特別車両料金	2階級に区分する船 舶にあつては上級の 運賃	1,900	9,900	8,900	1,900
3 4等級及び5等 級の職務にある 者	を徴する客車を運行 するものによる旅行 をする場合には、特 別車両料金	ただし、鉄道連絡 船にあつては鉄道運 賃に同じ	1,600	8,200	7,400	1,600
4 6等級の職務に ある者						
5 7等級の職務に ある者			1,400	6,600	5,900	1,400

(注)

- 1 普通急行列車又は準急行列車を運行する線路による旅行で、片道50km以上の旅行には鉄道賃のほか
に普通急行料金又は準急行料金を支給する
- 2 特別急行列車を運行する線路による旅行で、片道100km以上の旅行には、鉄道賃のほかに特別急行
料金を支給する
- 3 船賃の額は、はしけ賃及びさん橋賃を含むものとし、公務の必要により、別に寝台料金を必要とした
場合には船賃のほかに現に支払った寝台料金を支給する
- 4 甲地方とは、東京都の区・京都市・大阪市・名古屋市・神戸市及び横浜市をいい、乙地方とは、その
他の地域をいう
- 5 「企業管理者等」とは企業管理者及び常勤の監査委員をいう
- 6 「何等級の職務」とは、熊本市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第5号)第3条第
2項第1号に規定する一般職職員給料表による当該等級の職務及び一般職職員給料表の適用を受けない
者について市長が定めるこれに相当する職務をいう

5 基本構想

(1) 目的

この基本構想は、熊本市将来の望ましい都市像およびこれを達成するための施策の大綱を明らかにし、その理念に基づいて別に定める基本計画、実施計画とともに、総合的、計画的な市政の運営をはかることを目的とする。

(2) 目標年次

この基本構想は、昭和65年を目標年次とする。

(3) 構想の目標

市政は、市民生活の総合であり反映である。すべての市民の心身の健康は、市民生活の根底をなすものであり、都市の活力の根源となる。したがって、健やかで明るい市民生活の実現こそ市政の究極の目標である。

このような認識のもとに、本市は、昭和54年10月、健康都市宣言を行った。

本市が目指す健康都市は、すべての市民が良好な都市環境のもとで、心身ともにたくましく、はつらつとして希望と生きがいにあふれ、温かいふれ合いの中で、地域に根ざした明日の文化の創造に喜びを感じる都市である。

このような都市を実現するためには、快適な生活環境を確保し、心身の健康を維持増進する対策をすすめ、保健医療体制を整備するとともに、市民一人ひとりも心身の健康づくりに努めなければならない。

同時に、時勢の流れを正しく認識し、自主、自立、連帯の精神にもとづく市民の積極的活動により、市民の手によるまちづくりをすすめ、また市政運営においては、中央集中への行き過ぎを是正し、その主体性を確立して、市勢発展の活力をかん養しなければならない。

したがって、本構想では、真の地方自治を確立し、すべての市民の心身の健康を増進して、健全な都市づくりをすすめることを基本目標とする。

(4) 発展の方向

ア 地位と役割

近年、わが国は、内外の社会経済情勢の変動、国民の年齢構成や価値観の変化など、多くの要因によって、その進むべき方向を大きく転換しつつある。

今後は、国際社会との協調のもとに、資源問題、雇用問題などの解決をはかり、国民経済の安定を確保し、ゆとりと生きがいのある市民生活を実現することが基本的方向である。

また、国土の均衡ある発展のためには、地方の魅力を見出し、中央機能の分散、地方自治体の強化などをはからねばならない。

このような状況の変化のもとで、本市をめぐる環境も交通通信体系の整備、経済圏、生活圏の拡大など、大きく変貌しつつある。

本市は、九州における中枢管理都市として果たしてきた行政、経済、教育文化などの役割をさらに強化する必要がある。

ここに本市は、将来に向って、その恵まれた自然と歴史のもとで、熊本都市圏内の市町村との相互の連携を深め、九州における主要都市との機能分担をはかりつつ、中枢管理都市としての都市基盤の整備と機能の拡充に努める。

さらに、郷土愛にみちた健康な市民による健全な地方自治を確立し、地域社会の発展に貢献するとともに、広く国際社会の平和と発展に寄与しなければならない。

イ 将来の主要指標

① 人 口

目標年次における現市域人口は、約60万人と推定する。

② 就業構造

目標年次における本市の就業人口は約27万人、その産業別構成は、第1次産業2パーセント、第2次産業24パーセント、第3次産業74パーセントと推定する。

ウ 都 市 像

本市将来の発展の方向と、目指すべき目標を示す都市像を次のとおり設定する。

① 緑と水にかがやく明るい健康都市

豊かな緑と清れつな水は、全市民共有の資産であり、市民生活に欠くことのできないものであるため、その保全と創造に努め、すべての市民が、安全で、ゆとりとやすらぎをもって、心身ともに健やかな生活を享受できる明るい健康都市を建設する。

② 温かい心の通い合う福祉都市

一人ひとりの温かい思いやりと、人と人とのふれ合いを通じて地域連帯意識を強め、すべての市民が生きがいのある生活が営める福祉都市を建設する。

③ 人間性豊かな風格ある教育文化都市

先人が残したすぐれた伝統と香り高い文化的風土のもとで、生涯にわたる学習の機会を通じて、英知と勇氣と創造性に富んだ人間性豊かな市民の育成と格調高い芸術文化の振興に努めるとともに、国際交流の活発な教育文化都市を建設する。

④ 環境と調和し活力にみちた地域産業都市

近代的都市基盤整備をすすめ、行政、経済、情報などの中枢管理機能の拡充強化をはかり、人、物、情報の交流が活発で、環境と調和した地域産業が繁栄し、豊かな市民生活が営める産業都市を建設する。

エ 土地利用構想

自然と歴史、農村集落のもつゆとりと都市の魅力との調和をもとに、均衡のとれた秩序ある市街を形成する。都市施設の適正な配置により、健康で快適な市民生活を確保し、都市活動の効率化をはかる。

このため、以下に掲げる土地利用の施策を推進する。

① 地区別土地利用

(ア) 中央地区については、住宅地区の居住環境の改善に努めるとともに広域商業拠点としての機能など都心機能の充実をはかるため、中心部、熊本駅周辺などの市街地の再開発を促進し、土地の高度利用をはかる。

(イ) 東部地区、北部地区については、良好な住宅地として、居住環境の整備、緑地の確保をすすめ、文教地区については、環境保全に努め、また拠点の商店街の形成を促進する。

なお、水資源の保全並びに都市排水を考え、無計画な開発を規制する。

(ウ) 西部地区、南部地区については、総合的な排水対策など開発条件を整備し、重要港湾熊本港、流通

センターなどの産業施設の配置、幹線道路の整備、土地区画整理事業の実施、拠点の商店街の形成、公共緑地の確保により、開発をすすめる。

② 用途地域別土地利用

- (ア) 市街化区域については、それぞれの用途に応じた環境を整備し、市街化を促進する。また、市街化調整区域については、自然環境の保護と活用に努め、優良農用地の保全と農業基盤の整備をはかる。
- (イ) 住居地域については、開発に関する指導、規制を強化し、無秩序な市街化の防止に努め、土地区画整理事業を促進し、良好な市街地の形成をはかるとともに、過密な既存住居地域は、既存建築物の更新の際、オープンスペースの確保をはかり、土地の高度利用を促進する。
- (ロ) 商業地域については、中心商店街、周辺商店街などそれぞれの特性に応じた商業環境の整備をすすめ、都市機能の更新を目指して再開発を促進する。
- (ハ) 工業地域については、中小工場の集団化、共同化をはかり、自然との調和に配慮し、非公害型で地域経済にとって好ましい工業の立地を促進する。
- (ニ) 農業地域については、かんがい排水、圃場整備、湛水防除など農地条件の整備をすすめ、優良農用地の保全に努め、都市近郊農業を育成する。
- (ホ) その他、風致地区については、安易な開発を規制し、文教地区、事務所地区についても、その目的に応じた土地利用、環境保全に努める。

さらに、必要に応じて流通機能整備のための流通業務地区、土地利用合理化のための高度利用地区を指定する。

③ 都市機能充実のための土地利用

- (ア) 都市の均衡ある発展をはかるため、行政、経済、教育、文化、スポーツ、医療などの水準の向上とともに、効率的な再配置に努める。
- (イ) 都心部における交通混雑の解消を目指し、幹線道路の整備、その他必要な交通施設の充実をはかり、公共輸送機関を基本とする総合交通体系を確立し、あわせて都市間交通運輸機能の拡充をはかる。

(5) 施策の大綱

ア 幸せな市民生活を目指して

市民一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見のない、健康で明るく、安全な、そして生きがいのある生活が営めるよう、次の施策を推進する。

① コミュニティ

民主的な住民自治の確立と心豊かな地域連帯社会の実現を目指して、コミュニティ施設の整備と地域活動の活発化をはかる。

② 保健衛生

心身ともに健康な市民生活を確保するため、健康教育の推進など保健衛生意識の高揚をはかり、予防、医療、リハビリテーションまでの一貫した総合的保健医療体制を確立し、あわせて衛生環境の改善に努める。

③ 公害防止

安全で快適な生活環境を確保するため、公害監視体制の強化、事業者の指導、都市基幹施設の整備、

公害防止思想の普及により、公害のない社会を目指す。

④ 防 災

市民の生命、財産をまもり、水害、火災、震災などの災害を防止するため、防災思想の普及、防災体制の充実をはかりつつ、白川をはじめ、諸河川の抜本的改修の促進、消防力の充実、構造物の防災化、オープンスペースの確保、災害応急対策の強化により安全なまちづくりをすすめる。

⑤ 交 通 安 全

交通安全思想の高揚、施設の整備、指導規制の強化などの交通安全対策をすすめ、あわせて救済対策を充実する。とくに、老人や子供の安全に留意する。

⑥ 社 会 福 祉

すべての市民が生涯を通じ、安心して生きがいのある生活を営めるよう、公的な社会福祉サービスを確保し、ボランティア活動を積極的にすすめ、温かい心の通い合う地域福祉の振興をはかる。

⑦ 勤 労 者 福 祉

勤労者の生活の安定と福祉の向上を目指して、就業構造、年齢構成の変化に対応しつつ、就業機会の増大に努め、勤労者の資質の向上と福利厚生の実施をはかる。

⑧ 消 費 者 行 政

省資源、省エネルギー思想の普及をはかり、消費生活の安全と安定を目指し、消費者の教育、情報の収集、提供、監視体制の強化により、消費者の利益の擁護と増進に努める。

イ 快適な生活環境を目指して

健康な市民生活を支える快適な生活環境を確保するため、次の施策を推進する。

① 自 然 環 境

自然環境については、保全と創造に努める。とくに、本市のもつ緑と水は、市民生活にとって不可欠であり、緑化事業、地下水保全、河川湖沼の美化を積極的に推進する。

② 公 園 緑 地

生活に潤いと安らぎを与え、地域でのふれ合いの場であり、また災害時の避難の場ともなる公園緑地は、その適正配置に努め、積極的に面積の拡大と内容の整備充実をはかる。

③ 上 水 道

地下水を原水として上水道を整備し、市民生活に不可欠な水の供給を確保する。

④ 下 水 道 ・ 排 水 路

衛生的な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を目指して、公共下水道、流域下水道や排水路の整備をすすめ、広域的、系統的総合排水対策を推進する。

⑤ 清 掃

資源の有効利用をすすめ、廃棄物の衛生的な収集処理を行い、市民の理解と協力により、きれいなまちづくりに努める。

⑥ 市 内 交 通

効率的で快適な交通の実現を目指して、広域的な土地利用に配慮し、道路、輸送機関並びに交通環境を整備し、豊肥本線など鉄道の活用を含め公共輸送機関を基本とする総合交通体系を確立する。

⑦ 住 宅

快適な居住環境を確保するため、住宅需要動向に対応して、公的施策住宅および民間住宅の建設を促進し、その量的充足と質的向上をはかる。

ウ 豊かな人間形成を目指して

生涯にわたり、創造と向上の意欲にみちた心身ともに健全で国際性豊かな市民を育むため、次の施策を推進する。

① 学校教育

体力、徳性、知力を備え、社会に貢献できるたくましい青少年を育成するため、社会及び家庭と連携し、教育環境を整備するとともに、教育内容の充実をはかり、幼児教育より高等教育にわたり、学校教育の振興に努める。

② 社会教育

すべての市民が、健全な社会人として、文化的教養をたかめ得るよう、社会教育施設を整備し、指導者を養成し、社会連帯意識を高揚し、家庭教育とあわせて社会教育の振興をはかる。

③ 市民文化

豊かな心、ゆとりと潤いのある生活を目指して、文化遺産の保全、文化施設の整備をはかり、日常生活から国際交流にわたって文化活動を活発にし、地域に根ざした個性ある市民文化を醸成する。

④ スポーツ、レクリエーション

心身ともにたくましく、健康で明るい生活が営めるよう、指導者の養成をすすめ、体育施設を整備し、市民総参加を促し、スポーツ、レクリエーション活動を振興する。

エ 繁栄する地域社会を目指して

産業経済の繁栄によって、良好な就業の場が確保され、豊かな生活が営まれる活力ある地域社会を実現するため、次の施策を推進する。

① 商 業

経済環境の変化、消費需要の多様化に対応し、経営の安定とサービスの向上をはかり、都市の活性化を目指して、魅力ある商店街を形成し、中小企業の体質を強化し、流通機能、卸売機能を整備する。

② 工 業

消費と生産との均衡のとれた産業都市の形成を目指し、地域繁栄の活力源として、中小工業の体質強化、地場産業の技術向上に努め、地域経済に寄与する新たな工業の選択的導入を促進する。

③ 農林水産業

食糧需給の変化に対応し、経営の自立、安定をはかり、生産基盤の整備、生産流通体制の合理化をすすめ、都市近郊の特性を活かした農林水産業を振興する。

④ 観 光

観光意識の変化を考え、観光資源を開発し、施設を整備して、観光の魅力の創造と滞留観光客の増加、市民の観光意識の向上に努め、広域的視野にもとづき観光対策を強力に推進する。

⑤ 市街地開発

自然との調和、都市美に配慮し、全市的に均衡のとれた発展を目指し、周辺部は人口、産業を適正に

誘導し、既成市街地は、再開発を促進して、効率的で快適な市街地を形成する。

⑥ 基幹交通

人、物、情報の活発な交流をはかるため、九州縦貫自動車道、九州新幹線鉄道、熊本港、熊本空港など熊本都市圏で結節する陸海空にわたる交通運輸体系の整備を促進する。

オ 構想の実現を目指して

この構想を実現するため、次の方策の推進に努める。

① 市民総参加と自治の確立

この構想を推進するためには、すべての市民が、自らのまちは自らの手でつくる意識をもち、行政と一体となって、自治の確立を目指さなければならない。

そのため、広報、広聴活動を積極的に展開し、市民と行政との情報交流を活発にし、市民の創意、理解と協力によって、市民のまちづくりをすすめる。

② 広域行政

生活圏の拡大に従い、県および関係市町村と緊密に連携して、それぞれの特性に応じ、機能を分担し、調和のとれた広域的生活圏の発展をはかる。

③ 行財政運営

広範、多様化する行政需要に応じて、総合的執行体制を確立し、効率的行財政運営に努める。

昭和55年12月15日議決

6 熊本テクノポリス

テクノポリスは、21世紀を展望しつつ、先端技術を核として、産、学、住が調和した地域社会を形成しようとする新しいまちづくりである。

熊本テクノポリスは、IC関連産業をはじめとする先端技術企業の誘致はもとより、地元企業の技術高度化を大きなねらいとするもので、第2次産業はもちろん、全ての産業の活性化につながるものである。

都市圏各町とともにテクノポリスの母都市として位置づけられた熊本市においては、特に情報、流通、学術研究、医療、福祉等の高次都市機能の拡充をはかるとともに、多数の地域産業を有する立場から、地域産業の振興のための積極的かつ主体的な対応をすすめていかなければならない。

(1) 経緯

- 昭和55年 3月 「80年代の通産政策(ビジョン)」産業構造審議会答申
- 56年 6月 調査対象地域の指定(全国19地域)
- 58年 4月 高度技術工業集積地域開発促進法(テクノポリス法)成立
- 11月 (財)熊本テクノポリス財団、(財)熊本テクノポリス技術開発基金設立
- 59年 3月 熊本テクノポリス開発計画の承認(テクノポリス地域の指定)
- 60年 6月 電子応用機械技術研究所開設
- 61年 1月 テクノポリスセンター着工

(2) 計画の概要

ア 対象地域(2市12町2村、面積95,600ha、人口738千人)

母都市……熊本市ほか9町(熊本都市計画区域)

テクノ回廊……菊池市ほか3町2村

イ 目標年次 昭和70年度

ウ 熊本テクノポリス実現の方向

① 熊本テクノポリスを構成する基幹的産業

- A : (AUTOMATION) 応用機械産業
- B : (BIOTECHNOLOGY) バイオテクノロジー産業
- C : (COMPUTER) コンピューター産業
- D : (DATA PROCESSING) 情報システム産業

② 地域企業の高度技術化

中核的推進機関として財団を設立し、次の事業を行う。

- | | | |
|--------------------|---|-----------------------------------|
| (財) 熊本テクノ
ポリス財団 | { | 技術開発事業……電子応用機械技術研究所の設置、運営 |
| | | 情報提供事業……文献、特許、商品、市場、ソフトウェア等の情報の提供 |
| | | 人材育成事業……電応研によるOJT研修等 |

- | | | |
|----------------------------|---|-----------------------------------|
| (財) 熊本テクノ
ポリス
技術開発基金 | { | 債務保証、低利融資事業……研究開発型企業に対する債務保証・低利融資 |
| | | 研修、指導事業 |
| | | 調査、研究事業 |

③ 高度技術開発企業の立地促進

産業コンプレックスを形成する4つの基幹業種について、生産部門とあわせ研究開発部門の誘致を図る。

企業誘致活動の積極的展開

補助、融資制度の拡充

立地条件の整備

④ 施設の整備

工業団地、工業用水道、河川排水路、道路、流通業務団地など

⑤ 定住拠点の整備

住宅、公園、下水道、教育文化施設など

⑥ 農林水産業の健全な発展との調和

7 高度情報化社会への対応

我が国が、21世紀にむけて技術立国や高度情報化を進めていくなかで、本市は、地方の特性を生かした高質な情報の生産、収集、蓄積や供給の基地として、産業、学術、文化の活動が、創造的、国際的に展開されていく情報感度の高いまちづくりを目指している。

このような状況のなかで、本市は、昭和59年10月通産省からニューメディア・コミュニティ構想モデル地域に指定され、また昭和60年3月郵政省から未来型コミュニケーションモデル都市（テレトピア）構想の地域指定を受けている。

ニューメディア・コミュニティ構想は、本市の産業構造の特性を生かした広域流通ネットワークシステムの形成を図るとともに、九州における流通拠点化を目指すものである。

この広域流通ネットワークシステムは、今後、高度情報化社会への移行が急速に進むなかで第3次産業中心の産業構造が情報産業を包含した形で発展していくことが予測されることから、高度な情報処理技術、通信処理技術を駆使した製造から小売りまでの総合的な情報網、すなわち、地域VANを構築しようとするものである。

未来型コミュニケーションモデル都市（テレトピア）構想は、高度情報化の流れに対応して、他地域に先駆けニューメディア導入により、豊かな生活環境の整備や地域産学の振興を図り、活力ある快適な地域社会の形成、発展を推進するものである。

構築する高度情報システムは、生活、産業、社会の各分野において地域の実態に即し、地域のニーズに応じた、しかも実現性の高い次の5システムを掲げている。

① 熊本情報案内システム（KINGS）

② 図書館情報ネットワークシステム

③ 熊本総合行政情報システム

④ 健康管理情報システム

⑤ テクノポリス技術情報システム

8 都市圏行政

(1) 概況

熊本市とその周辺の10町との関係は、昭和55年国勢調査によると、この10町に住む15歳以上の通勤、通学者の熊本市に流入する割合は、37.2%に達しており、また昭和58年度に実施された熊本都市圏生活行動調査によると、買い物やレジャーでも深い関係があることが明らかになるなど、最近とみに密接なものとなっている。

このように、既に一体的な生活圏を形成しており、交通問題をはじめ、上下水道、防災、廃棄物処理等多くの都市問題について、広域的な対応が求められている。現実に、熊本市が飽託郡4町から受託した広域消防、熊本市が北部町の協力を得て同町内に建設したごみの最終処分場、熊本市、北部町、菊陽町、合志町の1市3町ですすめられている流域下水道等様々な分野で相互の協力による都市圏行政が推進されている。

今後さらに、熊本都市圏の一体的発展のため、相互の連携を深めて、都市問題に対する広域的な対応をすすめるなければならない。

熊本都市圏の範囲 熊本市及びこれを取り巻く10町



(2) 具体的対応

ア 熊本市が既に受託して実施しているもの

消防・救急業務（飽託郡4町）

し尿処理（飽田、河内、北部、嘉島、益城）

伝染病対策（飽田、天明、河内、嘉島、菊陽、合志、西合志、益城外）

ゴミ処理（北部、飽田、天明）

イ 熊本市が10町に設置しているもの

ゴミ埋立処分施設(北部)

上水道取水、配水施設(北部、益城、菊陽)

ウ 推進中の施策

都市計画の総合的な整備プログラム

市街地整備基本計画を昭和60～61年度に策定

ふれあいの森林

小萩園、金峰山一帯の国有林野の活用を図るもので、昭和59～61年度に整備

流域下水道

菊陽、合志、北部町、熊本市北部地域の広域的下水道を昭和57～72年度(昭和63年度一部供用開始)に整備

交通問題

総合都市交通体系(パーソン・トリップ)調査を昭和59～61年度に実施

地震対策

震災対策基礎調査を昭和59～61年度に実施

青少年の健全育成

熊本都市圏青少年健全育成連絡会(昭和58年7月発足)による青少年問題に関する情報交換、広報活動を展開

都市圏企画会議

都市圏の諸問題についての協議の場として随時開催

9 広報・広聴

(1) 広報

ア 広報広聴組織

広報広聴委員会(部長)を設置し、市政広報広聴の円滑な運営を図っている。

委員会 22名 月1回開催

広報連絡委員(課長補佐)を置き、情報(各課の事業、行事を週報、月報など)の収集及び広報の円滑化を図っている。

委員 12.5名

イ 広報刊行物

「くまもと市政だより」

毎月1日発行・B5版・18～20頁

1回の印刷部数 186,500部

文書配布委託者を通じて各世帯に配布

「点字市政だより」

毎月1日発行・B5版・30頁

1回の印刷部数 200部(郵送)

「拡大版市政だより」

毎月1日発行・B4版・18～20頁

1回の印刷部数 25部(郵送)

弱視者向けに作成、配布

「市民グラフ」

年2回発行

1回の印刷部数 5,000部

写真による市政広報

「くまもと市民のしおり」

A5版、80頁 190,000部

市民生活に関係の深い窓口業務などを中心に紹介する。

「目で見る市政くまもと」

1回の印刷部数 5,000部

写真と統計により市政を紹介

ウ テレビ・ラジオによる広報

テレビ番組

「市民のひろば手取本町1番1号」

RKK・TV 毎週土曜日午前9時25分から5分間

「こちら熊本市」

TKU・TV 毎月第4土曜日午前8時15分から15分間

「みどりの街から 熊本市」

KKT・TV 毎週日曜日 午前11時45分から5分間

テレビ・スポット

「熊本市役所だより」

RKK・TV 毎週月曜日午後6時30分から7時00分の間に15秒(年52回)

毎週水曜日午前10時30分から11時30分の間に15秒(年52回)

毎週金曜日午後6時00分から6時30分の間に15秒(年52回)

TKU・TV 毎週月曜日午後7時から15秒(年52回)

毎週水曜日午前8時30分から15秒(年52回)

毎週木曜日午後2時から15秒(年52回)

KKT・TV 毎週火曜日午後7時から20秒(年52回)

毎週木曜日午前8時30分から20秒(年52回)

テレビ年賀

RKK・TV 市長の年頭のあいさつ 1月1日

ラジオ放送

NHKラジオ 毎週土・日曜日の午後6時50分からの「官公庁だより」に広報資料提供

3週間に2回、「熊本北から南から」午後1時10分から約5分間

RKKラジオ 毎週月曜日「ダイヤルワイドきょうも元気」午前9時30分から2分間(年52回)

F M中九州 毎週火曜日「フレッシュ・フラッシュ・くまもと」午前8時20分から9時30分の間に5分間（年52回）

エ 新聞広報

市政について市民のより広い理解を得るため、日刊紙の紙面を利用して広報

オ その他の広報

「声の市政だより」

毎月1日発行 90分巻 60本（年12回）

カセットテープに市政だよりを録音し、目が不自由かつ重度障害者の方へ送付

「時事ファックスニュース」

関係課に送付し、ニュースの中で特に参考になるものは各市町村等関係先に照会・調査する。

「テレフォンサービス」

電話により市民ニュースのサービス（TEL 371-4894）150秒以内、毎週水曜日内容入れ替え

「市施設めぐり」

年6回実施、汚水処理場、清掃工場など市民生活にかかわりの深い施設を見学
一般市民及び親子を対象に実施

「行事予定表作成」

月報（毎月20日発行） } 報道機関、市議員、各学校、各課に配布 400部
週報（毎週水曜日発行） }

日報（前日作成） 市政記者室、広報課に掲示

「ビデオ広報」

庁内3カ所で、市政番組及びお知らせを中心とした番組を1日4回放映

「広報車等の利用」

広報車（ぎんなん号）放送設備付、行事その他の広報

広報取材車 放送設備付、広報事項の取材のほか行事その他の広報

カ 報道機関（市政記者）との連絡

市長の定例記者会見及び懇談会

局長との懇談会

部課長によるレクチャー（記者説明）

資料の提供

（注） 記者クラブ加入社（12社）

朝日・毎日・読売・西日本・熊日・NHK・RKK・TKU・KKT・日本経済・時事通信
・共同通信

(2) 広 聴

ア 市民の声受付・処理状況

(昭61.3.31現在)

区 分 項 目		受 付 (A)					処 理 (B)						
		中央	東	南	西	北	計	完結	検討	できない	その他	計	
1 企 画 公 報	企 画												
	事 務 管 理												
	そ の 他												
	合 計												
2 総 務	職員の接遇・サービス	2				1	3	1	1		1	3	
	市有財産	1			1		2		2			2	
	税 務	1	1			1	3	3				3	
	そ の 他	1					1		1			1	
	合 計	5	1		1	2	9	4	4		1	9	
3 市 民	地 域 振 興				1		1		1			1	
	交通安全対策	3	3	1	1	1	9	6		1	2	9	
	戸籍・住民票・印鑑登録												
	保 険			1			1	1				1	
	年 金			1			1	1				1	
	福 祉	1			2	1	4	1	2		1	4	
	防 犯 燈					1	1	1				1	
そ の 他	2	1				3	1	1	1		3		
	合 計	6	4	2	4	3	19	10	4	2	3	19	
4 衛 生	衛 生	草 刈 り	3	54	10	11	36	114	112			2	114
		動 物 管 理	3	10	4	1	7	25	25				25
		そ 族 昆 虫	7	18	6	6	5	42	39			3	42
		保 健 予 防											
		そ の 他		4	1		5	10	6	1		3	10
		小 計	13	86	21	18	53	191	182	1		8	191
	環 境	環 境 保 護					1	1	1				1
		水 質 汚 濁	1					1				1	1
		悪 臭	5	7	1	1	5	19	17	1		1	19
		騒 音 ・ 振 動	4	8	3	1	5	21	19			2	21
		大 気 汚 染	1	1		1	1	4	4				4
		水 質 汚 染											
		緑 化 推 進	3	2	1		6	12	7	5			12
	そ の 他	6	15	3	4	5	33	28	1		4	33	
		小 計	20	33	8	7	23	91	76	7		8	91
清 掃	ご み 収 集	1	3	1		2	7	6		1		7	
	不 法 投 棄	2	5		1	3	11	11				11	
	簡 易 浄 化 槽		1			2	3	2			1	3	
	汲 取 り												
	そ の 他	6	5	2		1	14	12	2			14	
	小 計	9	14	3	1	8	35	31	2	1	1	35	
	合 計	42	133	32	26	84	317	289	10	1	17	317	
5 経 済	商 工		1				1				1	1	
	農 林	1	2				3	1	1		1	3	
	観 光	1	1			2	4	3		1		4	
	用 水 路		1	4	2	1	8	7	1			8	
	浚 渫 修 理												

総務

項目		区分	受付 (A)					処理 (B)						
			中央	東	南	西	北	計	完結	検討	できない	その他	計	
経済	水路	改良	1					1		1			1	
		蓋				2	1		3	2			1	3
		暗渠												
		工事に付随												
		その他		1			1		2	2				2
小計			1	2	6	4	1	14	11	2		1	14	
その他			1				1	2	2				2	
合計			4	6	6	4	4	24	17	3	1	3	24	
6	建設	舗装新設	2	2	5	6	3	18	3	12	1	2	18	
		舗装修理	50	61	17	13	35	176	153	18	1	4	176	
		砂利道修理	1	3	2			7	5				2	7
		路側修理	1	1	4	1	1	8	7	1				8
		改良	2	4		10	4	20	8	9	2	1		20
		私道整備		2	1	1	2	6	5				1	6
		歩道	3	8	1	5	1	18	6	10	1	1		18
		防護柵	5	5	3	13	2	28	18	6	2	2		28
		反射鏡	3	8	2	15	11	39	20	5	10	4		39
		区画線	3	2				5	2	3				5
		照明燈	3	3		3	2	11	7	3			1	11
		街路樹	5	5		1		11	8	1			2	11
		清掃掃	5	4	1	1	1	12	12					12
		市道認定		1	1	4	2	8	7	1				8
		境界		2	1	1	3	7	6				1	7
占用	6	8	1		4	19	17	1	1			19		
橋梁	1	2	2	2		7	5	2				7		
工事に付随		5	2	3	5	15	12				3	15		
その他	10	6	3	8	7	34	24	3			7	34		
小計		100	132	46	87	84	449	325	75	18	31	449		
側溝	浚渫	3	11	4	4	9	31	28			3	31		
	修理	2	3			4	9	9				9		
	新設	5	9	2	13	9	38	11	25	1	1	38		
	改良	5	11	1	2	3	22	14	8			22		
	蓋	8	13	3	9	20	53	37	11	4	1	53		
	暗渠		1			2	3	3				3		
工事に付随		1	1	1	2	5	4				1	5		
その他	1	3		1	2	7	5			1	1	7		
小計		24	52	11	30	51	168	111	44	6	7	168		
排水路	浚渫	2	5	4	1	5	17	14	1		2	17		
	修理													
	改良		1	1	7	1	10	8	2			10		
	蓋				9		9	1	1	7		9		
	暗渠		1				1	1				1		
工事に付随		1			1	2	2				2			
その他	1	1		1	1	4	4					4		
小計		3	9	5	18	8	43	30	4	7	2	43		
公共下水道	浚渫	2	1			1	4	4				4		
	修理	1					1	1				1		
	新設	1			2		3	1	2			3		
	柵	2				3	5	4	1			5		
人孔														

区 分 項 目		受 付 (A)						処 理 (B)					
		中央	東	南	西	北	計	完結	検討	できない	その他	計	
建	公共下水道	受益者負担金											
		利 用		1				1	1				1
		そ の 他	4	6	2		1	13	12			1	13
		小 計	10	8	2	2	5	27	23	3		1	27
	河川	清 掃			1	1		2	2				2
		改 良			1	13		14	2	12			14
		工 事 に 付 随			1	1		2	1			1	2
		そ の 他	3	2				5	4	1			5
	小 計	3	2	3	15		23	9	13		1	23	
	都市開発	開 発 行 為				2		2	2				2
区 画 整 理													
公 園 ・ 広 場		4	9		10	9	32	21	11			32	
そ の 他		2	1	1	6	2	12	4	7		1	12	
小 計	6	10	1	18	11	46	27	18		1	46		
建 築	建 築 指 導	6	3	2		4	15	14			1	15	
	市 営 住 宅				3		3	1	2			3	
	日 照 権												
	そ の 他	4	1		5	1	11	10	1			11	
小 計	10	4	2	8	5	29	25	3		1	29		
そ の 他				1		1	1				1		
合 計		156	217	70	179	164	786	551	160	31	44	786	
7	教 育	4	2	1	2	1	10	4	5	1		10	
8	交 通	4	4	2	1	3	14	5	5	3	1	14	
9	水 道	3	10	3	4	2	22	21			1	22	
10	消 防		1				1		1			1	
11 外 関 部 団 機 体	国	4	2			4	10	10				10	
	県	14	11	2	10	9	46	38	2	4	2	46	
	そ の 他		1				1				1	1	
	合 計	18	14	2	10	13	57	48	2	4	3	57	
12	市 政 以 外	2					2				2	2	
総 計		244	392	118	231	276	1,261	949	194	43	75	1,261	

(注) 完 結……希望どおりに工事ができたり制度を適用できたもの
 検 討……可能性があり将来の計画で検討されるもの
 できない……当分不可能なもの
 そ の 他……希望どおりにはできなかったが、別の方法により解決できたもの

方法	電 話	文 書	来 庁	そ の 他	計
受 付					
累 計	600	307	289	65	1,261

内容	相 談	苦 情	要 望	陳 情	計
受 付					
累 計	52	320	715	174	1,261

イ 特別相談

相談種目	曜日・時	担当	相談内容	相談件数				
				56	57	58	59	60
税務相談	㊥ 13:00~16:00	税理士	所得税・相続税・贈与税など	211	215	273	227	262
人権相談	㊦ 13:00~16:00	人権擁護委員	名誉の侵害・家庭問題など	311	388	431	278	271
登記相談	㊧ 13:00~16:00	司法書士 土地家屋調査士	相続・土地・建物登記など	356	414	447	441	456
法律相談	㊨・㊩ 13:00~16:00	弁護士	民事・法的解釈を必要とするものなど	811	819	900	791	755
サラ金相 苦情相談	㊪~㊫ 9:00~16:00	専門相談員	サラ金に関する事など	243	515	1514	1352	944
労働社会 保険相談	第1・3㊬ 9:00~12:00	社会保険 労務士	労務管理・各種年金・労災など	16	30	38	30	18
建築相談	第3㊭ 9:00~12:00	市職員	建築及び関係事項についてのことなど	5	17	22	20	20

(注) 労働社会保険相談及び建築相談は昭和56年12月開設

法律相談は予約制(8名)、相談当日の午前8時30分から電話により、市民相談課で受付

ウ 市政懇談会

○ 婦人市政懇談会「第14回市政を考える婦人のつどい」

開催日時 昭和61年1月28日 午後零時30分~午後3時30分

会場 産業文化会館大ホール

発言内容 市民の緑化意識高揚について

水源税及び流水占用料について

通学路の舗装について

公民館建設について

下水道の早期完成について

市バスの路線拡大について

民生委員の新設について

交通局坪井営業所跡地利用について

ゴミの定期収集日の徹底について

100周年の提言について
河川改修について
記念樹無料配布のPRについて
婦人対策について

参加者 婦人会会員 約500名

○その他の懇談会

市の施設めぐり（広報課）

車中で「市政への提言葉書」を配布し、車中市民相談を受け付ける。また昼食時市長を囲んだ市政懇談会を開催する。

年4回開催

水道施設見学会（水道局）

水道局が主催水道施設見学会に市婦連を招き、水道事業に対する要望を受け付ける。

年1回開催

エ 市政モニター制度

昭和47年に制定した本市の「市政モニター設置要綱」に基づき昭和60年度のモニター活動を下記のとおり実施した。

モニター数＝139名、構成＝一般公募者と各種団体構成員

任期＝1年、謝礼＝記念品

○アンケート調査

第1回 「ごみの収集と処分方法について」

第2回 「火の国まつりについて」

○現地視察広聴会

秋津下水処理場、東共同調理場、清水市民センター、八景水谷水源地、広域防災センター、扇田埋立処分場

○モニター会議4回

委 嘱 式

分 科 会 中央部地区分科会

東 部 ”

西 部 ”

南 部 ”

北 部 ”

提言会議（代表者会議）

活動報告、提言

○随時通信、提出者103人、意見件数146件

10 総合行政情報システム

(1) 熊本市電算システム導入基本方針

ア 導入の目的

コンピューターの持つ、優れた情報処理機能及び高速演算機能をこれらの適用が可能な行政の各分野に有効適切に利用することによって、

- ① 市民サービスの向上
- ② 行政事務の簡素・効率化
- ③ 行政運営の近代化

を図る。

イ システムの概要

- ① 本庁と各市民センター等の出先機関を通信回線により結合する、オンライン・システムとして運用する。
- ② データ・ベース・システムを基本構造とする。
- ③ 日本語（＝漢字）情報処理システムを採用する。

ウ 利用の方向

- ① 当面の目標 : 住民基本台帳及び印鑑登録証明事務の電算化（＝住民記録システム）を中心とする、日本語オンライン・データ・ベースシステムの構築。
- ② 将来の目標 : 住民情報オンライン・データ・ベース・システム、内部情報オンライン・データ・ベース・システム、地域情報オンライン・データ・ベース・システム及びこれらのシステムを有機的に結合することによって機能する、計画情報オンライン・データ・ベース・システムにより構成する、「熊本市総合行政情報システム」の構築を目指す。
- ③ 運用の基本 : 電算システムの運用に係るデータ保護については、ハードウェア・ソフトウェアを含む多方面にわたって、実効性の高い所要の措置を講じるとともに、個人情報の外部漏洩等によって、市民のプライバシーが不当に侵害されることのないように十分配慮する。

エ 現行委託業務の自己処理移行

住民情報システムに属する業務を優先的に移行することを基本とする。

(2) 個人情報の保護

ア 条例の制定

「熊本市電子計算組織の運営に係る個人情報の保護に関する条例」により、市民のプライバシー保護のため必要な基本的事項を定めるとともに、市長の附属機関としての個人情報保護審議会を設置する。

イ 運用管理面の対策

電子計算組織の運用管理面を充実させることにより、組織の安全性及び信頼性を向上し個人情報の保護を図る。

ウ 設備面の対策

電子計算組織及びデータ保管室等の火災、地震等の自然災害及びデータの破壊、改ざん等の不正行為等あらゆる危険から物理的に個人情報の保護を図る。

エ 技術面の対策

電子計算組織の安全性及び信頼性の向上をハードウェア及びソフトウェア両面から確保することにより個人情報の保護を図る。

(3) 電算システム導入までの経緯

- 56年8月 熊本市電子計算組織活用研究協議会設置
- 59年7月 熊本市電子計算組織機種選定委員会設置
- 60年6月 中央電子計算機を富士通M-360Rに決定
- 61年1月 「熊本市電子計算組織の運営に係る個人情報の保護に関する条例」を制定
- 61年2月 第1回「熊本市個人情報保護審議会」を開催
- 61年3月 熊本市電子計算組織本稼動

(4) 電算システム既開発業務及び今後の開発計画

年 度	区 分
昭和60年度	住 民 記 録 交 通 災 害 共 済 国 民 健 康 保 険 (1 次)
昭和61年度	市 県 民 税 印 鑑 登 録 学 校 教 育 人 事 給 与 (1 次) 選 下 水 道 水 洗 化 貸 付 金 償 還 児 童 手 当 金 国 民 年 金
昭和62年度	市 営 住 宅 管 理 中 小 企 業 勤 労 者 福 祉 共 済 人 事 給 与 (2 次) 下 水 道 使 用 料 福 祉 年 金 状 況 調 査 軽 自 動 車 税
昭和63年度	生 活 保 護 給 付 金 下 水 道 受 益 者 負 担 金 保 育 所 管 理 法 人 市 民 税 固 定 資 産 税 事 業 所 税
昭和64年度	財 務 情 報 設 計 積 算 地 図 情 報 国 民 健 康 保 険 (2 次)

電算処理委託状況

(昭和60年度)

部 門	主 管 課	処 理 業 務	委 託 料 (千円)	委 託 先	開始 年度
総務部門 (会計室) (総務部) (職員部)	会計室	財務会計	8,432	RKKCS	53
	財政課	市債管理	516	"	43
	給与課	給与計算	18,621	"	42
	職員厚生課	職員健康保険被保険者報酬月額算定	405	"	44
	職員厚生会	厚生貸付金償還事務	416	"	47
		団体保険	1,224	"	47
	健康保険組合	健康保険料算定・家族療養費附加金	423	"	47
小 計		30,037			
税務部門 (税務部)	主 税 課	法人市民税・税収納管理	65,908	"	54
		COM	9,211	"	54
	市民税課	市(県)民税	42,420	"	41
		軽自動車税	6,904	"	43
	資産税課	固定資産税	44,407	"	41
	納 税 課	滞納整理・口座振替・納税組合事務費算定	24,504	"	47
		法人市民税の口座振替	595	"	58
小 計		193,949			
民生部門 (市民部) (福祉部) (衛生部)	保 險 課	国民健康保険	66,934	"	42
		乳児・障害者(児)医療	8,300	"	56
		老人保健	9,708	"	58
	国民年金課	国民年金	29,800	K I S	51
		福祉年金所得状況調査	101	RKKCS	51
	社 会 課	生活保護医療券	6,962	"	51
		児童手当	1,858	K I S	48
		母子家庭医療費助成	1,500	RKKCS	60
	保 育 課	児童措置費(保育料)	7,968	"	49
	総 務 課	健康診査通知書作成事務	292	"	58
小 計		133,423			
建設部門 (管理部) (下水道部)	住宅計画課	市営住宅管理	9,500	K I S	58
	下水道管理課	下水道使用料	7,455	"	51
		水洗化貸付金	5,390	"	51
		受益者負担金	2,602	RKKCS	44
小 計		24,947			
市民病院	病院事務局	病院経理	5,212	RKKCS	55
水道局	営業課	水道料金計算	93,240	K I S	42
交通局	総務課	給与計算	3,308	熊本計算	44
合 計	20 課	31業務	484,116	3社に委託	

(注) 委託先 RKKCSは、アール・ケー・ケーコンピュータサービス
K I Sは、熊本情報処理センター

11 職員研修

(昭和60年度)

(1) 研修受講人員

区分	職場外研修				派遣研修	合計
	一般研修	専門研修	その他	計		
延人員	930	1,311	1,615	3,856	340	4,196

(2) 一般研修

研修名		対象	回数	人員	日数	実施期	内容
新規採用職員研修	前期研修	一般行政職	1	117	24	4	対象 170人 公務員としての自覚と意識の確立を図り、職務遂行に必要な実務の基礎知識の習得と、職場への適応力、市職員としての心構えを養成する。 特に接遇(礼儀)の向上、自主自立(律)精神の涵養、心身の鍛錬に重点を置くとともに常に問題意識を持って自ら行動する職員を育成する。 講師……主に部内講師
		保母、技能労務職(女)	1	17	24	4	
		看護婦	1	32	24	5	
		医療技術職	1	4	24	5	
	フォロー研修	一般行政職	3	116	3	9~10	
	技能労務職(女)	3	16	25	9~10		
事務員・技術員研	主技 事師 補補	1	27	5~10	5~3	公務に不可欠な各法について学び、その意義・基礎原理の正しい理解を図るとともに、吏員としての業務に必要な知識及び判断力を養う。 (行政法、地方自治法、法制執務、民法、地方公務員法の内、二科目を撰択)	
吏員研修(1)	主技 事師	4	172	5	6~7	担当する職務を遂行するために必要な法の解釈と運用能力の基礎知識を習得するとともに、市行政の現状と将来を認識する。 講師……部内講師及び部外講師	
吏員研修(2)	主技 事師	2	61	5	8	中堅吏員としての市行政のあり方と、今後の方向についての主体的な考え方を確立するとともに、高度な知識と応用力、判断力、表現力を養う。 講師……部内講師及び部外講師(組織能力開発センター)	
吏員研修(3)	主技 事師	1	23	約2ヶ月	6~8	問題解決基礎能力の養成・地方自治の身近な問題を研究討議・長期研修。	
係長研修(1)	新任係長職	3	81	5	7~8	新任監督者としての職務、役割を遂行するために必要な知識、技能及び原理原則の習得を図る。 講師……部内講師及び部外講師	
係長研修(2)	係長職	3	66	4	10~11	重要かつ複雑な職務を執行管理するために必要な監督者としての応用力、実践力をOJTリーダー養成をととして習得する。 講師……部内講師	
課長補佐研修(1)	新任補佐職	2	77	3	10~11	課長の職務、役割を補助代行する補佐としての職務を遂行するために必要な知識、技能を習得する。 講師……部外講師(人材開発研究所)	
課長補佐研修(2)	課長補佐職	2	34	4	11	課長補佐として重要かつ複雑な職務を執行管理するために必要な知識、技能を習得する。 講師……部外講師(人材開発研究所)	
課長研修(1)	新任課長職	1	28	4	9	行政における組織の合理的、能率的な管理の知識・技術を習得させ、管理者の人格及び実践的管理能力の行政運営における重要性を理解させる。 講師……部外講師(人材開発研究所)	
課長研修(2)	課長職	1	18	4	7	市行政を効果的に執行するために必要な総合的視野にたったものの見方、考え方及び諸々の問題に対する解決能力を養う。 講師……部外講師(人材開発研究所)	
部長研修	部長職	1	41	2	8	地方行政の企画決定及び運営に直接携わるトップマネジメント層に要請される高度な行政能力と時代に即応した行政感覚を養成する。	

総務

(3) 専門研修

研修名	対象	回数	人員	日数	実施時期	内容	
文書事務研修	全職員	2回	56人	3日	8月	行政を民主的、能率的に処理するために必要な文書事務の合理的運用能力を養う。 講師……部内講師及び部外講師	
接遇研修	"	2	50	2	1	公務員として、日常業務に必要な接遇の心構え及び態度について考えとともに、対応のあり方について習得する。 講師……部外講師（日本人事管理協会）	
手話研修	"	初級	25	13	25(半日)	8～1	聴覚障害のある市民と意思の疎通を図り互いに理解を深めあう。聴覚障害者へのサービス向上とともに、手話のできる職員が庁舎内各所に居ることで安心感を与え気楽に来庁できる雰囲気を作る。（56年度から継続） 講師……熊本県ろう者福祉協会理事長
		中級	17	3	17(半日)	9～10	
法制執務研修	"	1	40	5	1	立法事務の原則及び技術を正しく理解するとともに、法の解釈及び運用能力の向上を図る。 講師……熊大教授	
用地研修	"	2	52	3～6	9	用地担当職員の基礎知識の普及技術の向上をはかる。 講師……部外講師	
電気技術研修	電気技術職	3	4	1～2	5～1	電気設備の保全管理について 派遣先……九州電気協会	
栄養士研修	栄養士	3	4	2～4	7～11	複雑多岐化する栄養士の業務を合理的かつ能率的に遂行する能力を養う。 講師……部外講師	
保育所研修	保育母	19	651	1～4	5～3	障害児保育、自閉症児保育、幼児体育、中堅保育母、園長研修等の専門的な知識及び技術を習得することにより保育者としてのその資質の向上を図る。 講師……部外講師	
保健婦研修	保健婦	10	333	1～6	6～1	保健業務遂行に必要な医学的知識を理解習得することにより保健業務の拡充と保健婦の資質の向上を図る。 講師……部外講師	
行政法研修	全職員	1	22	10(半日)	5	行政及び行政法の意義、特質を理解するとともに行政処分を法律行為として思考処理する能力を養う。 講師……熊大教授	
地方自治法研修 「憲法と地方自治」	"	1	24	5(半日)	6	現実に生起する問題に対処できるよう行政実例、判例等を引用しつつ地方公共団体の組織及び運営についての基本法である地方自治法の体系的な理解を図る。 講師……熊大教授	
民法研修	"	1	30	10(半日)	1～2	私人相互関係を規律する民法の中の「物権法」の概要を理解するとともに公法との関連についても言及することにより、行政の公正的確な処理能力を養う。 講師……熊本商大講師	
地方公務員法研修	"	1	29	4(半日)	3	地方公務員法の理念・性格及び具体的内容を現行公務員制度の関連において理解することにより、地方自治の本旨実現のために果たすべき役割の自覚を促す。 講師……部内講師	

(4) リーダー養成研修・その他の研修

研修名		対象	回数	人員	日数	実施時期	内容
リーダー養成研修	公務員倫理研修 方式研修 指導者	全職員	1回	20人	3日	2月	熊本市で開催 「公務員倫理指導者養成研修」
	JST 指導者養成研修 (標準課程)	〃	1	1	10	10	派遣先……日本人事管理協会 「JST指導者養成課程」
	庁内研修 インストラクター 指導者養成研修	〃	2	2	4	2	派遣先……日本経営協会 ゲームトレーナー養成コース KJ法実習コース
その他の研修	職員講演会	全職員	2	500	1	10月2日	「流動する世界と地方の時代」 小関 哲哉 氏 「技術革新はどう展開するか」 牧野 昇 氏
	職場研修	〃	28	417	1~2	4~3	建設局、環境部、商工課、図書館、福祉事務所、食肉センター、教育委員会で実施
	道路交通法講習会	〃	1	198	1	9	交通安全対策課と共催
	同和問題講演会	〃	1	250	1	10	講師……磯村 英一 氏 同和対策室と共催
	ファミリートレーニング	全課	1	31	3	8	課(組織=ファミリー)を一つの単位として組織目標を合理的、能率的、計画的に達成するための問題点の把握とその解決法を追求する。 講師……部外講師(組織能力開発センター)
	通信教育	全職員	1	180(終了者)	2~10ヶ月	1~12	教養コース、事務管理コースほか 実施校……産業能率短期大学、日本マネジメントスクール、日本経営協会 日本ペンスクールほか
	聴講生	〃	1	7	1年間	3~4	派遣先……熊本大学法学部 講座名……行政法総論、労働法、社会政策等
研究生	〃	1	4	1年間	3~4	派遣先……熊本大学医学部 都市開発に伴う水質汚濁における研究 都市騒音振動防止 成人病における病態生理学的研究等	
社内誌編集実務研修	研修くまもと編集員	2	5	3	8	派遣先……日本経営協会 研修くまもと編集員の能力向上	

総務

(5) 派遣研修

研 修 名		場 所	人 員	期 間
研 修 所 派 遣 研 修	海 外 派 遣 研 修	西 欧	3 人	1 5 日 程 度
	自 治 大 学 校 (1 部)	東 京 都	1	6 カ 月
	自 治 大 学 校 (2 部)	”	1	3 カ 月
	自 治 大 学 校 (税 務)	”	1	1 カ 月
	都 市 派 遣 研 修	(1) 大 阪 市、京 都 市 ほか (2) 大 阪 市、和 歌 山 市 ほか (3) 長 崎 市 ほか (4) 神 戸 市 ほか	20 29 17 16	3 日 3 日 2 ～ 3 日 3 日
特 遣 別 研 修 派	新 採 指 導 職 員 の 都 市 派 遣 研 修	尼 崎 市 ほか	7	3 日
	行 財 政 研 修 会 東 京 セ ミ ナ ー	東 京 都	2	3 日
	本 省 派 遣 研 修	厚 生 省 自 治 省 全 国 市 長 会 ほか	5	1 ～ 2 年 間
各 課 派 遣 研 修	専 門 技 術 研 修	東 京 都 ほか	33	1 週 間 以 上
	一 般 派 遣 研 修	”	205	1 週 間 以 内

12 選 挙

(1) 永久選挙人名簿登録者数

(昭60.9.2現在)

開票区	投票区	投票所	男	女	計
1	101	碩台小学校	1,314	1,856	3,170
	102	信愛女学院幼稚園	957	1,478	2,435
	103	桜山中学校	3,192	2,703	5,895
	104	黒髪小学校	1,676	1,765	3,441
	105	市立高等学校	1,478	1,856	3,334
	106	弓削小学校	1,413	1,572	2,985
	107	龍田小学校	3,555	3,955	7,510
	108	武蔵小学校	1,586	1,781	3,367
	109	楠小学校	2,816	3,221	6,037
	110	麻生田小学校	3,016	3,551	6,567
	111	城北小学校	2,636	1,572	4,208
	112	八景水谷公民館	1,324	1,589	2,913
	113	清水小学校	2,260	2,624	4,884
	114	亀井公民館	1,309	1,558	2,867
	115	高平台小学校	2,766	3,179	5,945
	116	銀杏学園短期大学	1,379	1,595	2,974
	117	京陵中学校	1,266	1,660	2,926
	118	壺川小学校	1,827	2,328	4,155
	119	京町台保育園	889	1,147	2,036
	120	池田小学校	2,888	2,994	5,882
	121	一新幼稚園	747	1,095	1,842
	122	一新小学校	1,847	2,429	4,276
	123	横手保育園	630	852	1,482
	124	慶徳小学校	741	1,134	1,875
	125	熊本市役所	1,348	1,924	3,272
	126	白川小学校	1,344	1,737	3,081
	127	鎮西高校	1,174	1,558	2,732
	128	大江小学校	2,062	2,334	4,396
	129	九州学院	1,310	1,785	3,095
	130	託麻北小学校	1,747	1,886	3,633
	131	託麻東小学校	3,496	3,788	7,284
	132	託麻西小学校	3,779	4,087	7,866
	133	県身体障害者福祉センター	1,286	1,383	2,669
	134	清水北老人憩の家	651	772	1,423
	135	上熊本老人憩の家	669	777	1,446
	136	託麻市民センター	1,316	1,366	2,682
		小計	63,694	72,891	136,585
2	201	五福小学校	841	1,173	2,014
	202	花園公民館	1,634	2,088	3,722
	203	花園小学校	2,761	3,125	5,886
	204	岳林寺	1,531	1,839	3,370
	205	城西小学校	2,851	3,464	6,315
	206	春日小学校	2,155	2,495	4,650
	207	春日保育園	872	1,194	2,066
	208	古町小学校	1,485	1,930	3,415
	209	三陽自動車学校	2,258	2,853	5,111
	210	白坪小学校	1,764	2,044	3,808
	211	池上小学校	1,957	2,292	4,249
	212	城山小学校	2,081	2,341	4,422
213	松尾東小学校	360	412	772	
214	松尾西小学校	580	629	1,209	
215	松尾北公民館	113	119	232	
216	小島小学校	1,077	1,275	2,352	

総務

開票区	投票区	投票所	男	女	計
2	217	有明保育園	274	290	564
	218	中島小学校	714	838	1,552
	219	二番公民館	826	947	1,773
	220	城南中学校	1,835	2,820	4,655
	221	川尻小学校	1,781	2,154	3,935
	222	力合小学校	1,905	2,079	3,984
	223	日吉小学校	3,186	3,663	6,849
	224	森下保育園	1,066	1,180	2,246
	225	向山小学校	1,724	2,084	3,808
	226	世安公民館	1,343	1,609	2,952
	227	本荘小学校	1,345	1,876	3,221
	228	春竹小学校	2,553	3,223	5,776
	229	事業内高等職業訓練校	1,707	1,955	3,662
	230	託麻中学校	2,479	2,827	5,306
	231	田迎南小学校	2,015	2,211	4,226
	232	御幸小学校	2,573	2,895	5,468
	233	仁愛幼稚園	887	1,035	1,922
	234	城南小学校	798	850	1,648
	235	高橋小学校	684	788	1,472
			小計	54,015	64,597
3	301	西原小学校	3,041	3,223	6,264
	302	西原公民館	1,011	1,185	2,196
	303	菊水学園	1,513	1,629	3,142
	304	託麻原小学校	3,010	3,341	6,351
	305	東水前寺公民館	2,080	2,560	4,640
	306	帶山中学校	1,788	1,985	3,773
	307	帶山小学校	2,675	3,268	5,943
	308	帶山校区第6町内公民館	1,512	1,723	3,235
	309	京塚公民館	1,189	1,452	2,641
	310	尾ノ上小学校	3,063	3,433	6,496
	311	山ノ内小学校	3,294	3,415	6,709
	312	東町小学校	2,114	2,083	4,197
	313	桜木小学校	2,866	3,213	6,079
	314	秋津第2公民館	1,505	1,679	3,184
	315	東野中学校	1,693	1,887	3,580
	316	若葉小学校	2,208	2,599	4,807
	317	泉ヶ丘小学校	1,442	1,737	3,179
	318	泉ヶ丘公民館	1,475	1,858	3,333
	319	健軍小学校	1,972	2,209	4,181
	320	湖東中学校	1,874	2,281	4,155
	321	砂取小学	2,169	2,931	5,100
	322	熊本県庁	801	1,013	1,814
	323	画図小学校	1,591	1,850	3,441
	324	江津湖団地第2集会所	1,603	1,858	3,461
	325	出水小学校	1,890	2,541	4,431
	326	覚法寺	1,099	1,427	2,526
	327	出水中学校	2,371	2,667	5,038
328	白山小学校	2,367	2,713	5,080	
329	白山保育園	734	904	1,638	
330	月出小学校	2,224	2,405	4,629	
331	健軍東小学校	1,472	1,543	3,015	
332	出水南中学校	1,255	1,491	2,746	
		小計	60,901	70,103	131,004
	合	計	178,610	207,591	386,201

(2) 市議会議員選挙各種記録の推移

区分 \ 選挙施行年月日	昭42.4.28	昭46.4.25	昭50.4.27	昭54.4.22	昭58.4.24
有権者総数	249,685	301,864	318,169	340,548	362,884
投票者数	184,472	219,808	229,076	243,010	248,675
投票率(%)	73.88	72.82	72.00	71.36	68.53
立候補者数	99	89	68	64	64
定数	48	52	52	52	52
最高得票数	3,664	4,661	5,618	6,498	6,762
当選者最低得票数	1,916	2,438	2,700	3,206	2,754
立候補者最高年齢	73	66	68	80	84
“ 最低年齢	29	26	27	30	27

総務

(3) 各種選挙の投票率

(単位%)

選挙別 \ 開票区	第1	第2	第3	全体
熊本市長選挙(昭57.11.21)	39.66	39.44	38.09	39.06
熊本県知事選挙(昭58.2.6)	30.26	26.95	28.75	28.73
県議会議員一般選挙(昭58.4.10)	64.71	68.06	64.37	65.63
市議会議員一般選挙(昭58.4.24)	67.13	72.47	66.35	68.53
参議院議員通常選挙(昭58.6.26)	55.96	53.26	56.25	55.23
衆議院議員総選挙(昭58.12.18)	67.12	66.49	67.86	67.18
参議院議員補欠選挙 (選挙区)(昭60.10.20)	41.23	39.13	41.72	40.75
衆議院議員総選挙(昭61.7.6)	69.99	69.55	70.35	69.98
参議院議員通常選挙 (選挙区)(昭61.7.6)	69.89	69.40	70.18	69.84

(4) 各種選挙党派別得票状況

選挙別	党派別 区分	自民	社会	公明	民社	共産	諸派	無所属	計
		熊本市長選挙	総得票数 116,944	—	—	—	—	—	15,241
	最高 "	116,944	—	—	—	—	15,241	6,759	—
	最低 "	116,944	—	—	—	—	15,241	2,471	—
	得票率(%)	82.69	—	—	—	—	10.78	6.53	100
	候補者数	1	—	—	—	—	1	2	4
熊本県知事選挙	総得票数	80,028	—	—	—	17,193	4,122	—	101,343
	最高 "	80,028	—	—	—	17,193	4,122	—	—
	最低 "	80,028	—	—	—	17,193	4,122	—	—
	得票率(%)	78.97	—	—	—	16.96	4.07	—	100
	候補者数	1	—	—	—	1	1	—	3
県議会議員選挙 (熊本市選挙区) 定数 16	総得票数	100,993	42,546	41,137	9,404	13,165	9,856	21,021	238,122
	最高 "	16,033	10,954	14,019	9,404	13,165	9,856	10,805	—
	最低 "	9,838	10,451	13,370	9,404	13,165	9,856	4,468	—
	得票率(%)	42.41	17.87	17.27	3.95	5.53	4.14	8.83	100
	候補者数	8	4	3	1	1	1	3	21
市議会議員選挙 定数 52	総得票数	93,738	43,897	35,083	10,729	8,745	804	53,521	246,519
	最高 "	6,762	5,260	5,140	5,453	3,160	573	5,856	—
	最低 "	2,396	3,340	3,645	5,275	2,754	231	21	—
	得票率(%)	38.02	17.81	14.23	4.35	3.55	0.33	21.71	100
	候補者数	21	10	8	2	3	2	18	64
参議院議員通常選挙 (選挙区) 定数 2	総得票数	115,204	75,604	—	—	8,621	—	—	199,429
	最高 "	81,576	75,604	—	—	8,621	—	—	—
	最低 "	33,628	75,604	—	—	8,621	—	—	—
	得票率(%)	57.77	37.91	—	—	4.32	—	—	100
	候補者数	2	1	—	—	1	—	—	4
衆議院議員総選挙 (熊本県第1区) 定数 5	総得票数	119,848	67,315	54,250	—	9,041	—	—	250,454
	最高 "	38,826	39,945	54,250	—	9,041	—	—	—
	最低 "	23,057	27,370	54,250	—	9,041	—	—	—
	得票率(%)	47.85	26.88	21.66	—	3.61	—	—	100
	候補者数	4	2	1	—	1	—	—	8
参議院議員補欠選挙 (選挙区) 定数 1	総得票数	72,714	21,972	—	—	7,296	—	53,633	155,615
	最高 "	72,714	21,972	—	—	7,296	—	53,633	—
	最低 "	72,714	21,972	—	—	7,296	—	53,633	—
	得票率(%)	46.73	14.12	—	—	4.69	—	34.47	100
	候補者数	1	1	—	—	1	—	1	4
衆議院議員総選挙 (熊本県第1区) 定数 5	総得票数	105,802	55,693	46,019	—	8,040	1,183	48,942	265,679
	最高 "	41,862	37,612	46,019	—	8,040	1,183	30,426	—
	最低 "	24,575	18,081	46,019	—	8,040	1,183	18,516	—
	得票率(%)	39.82	20.96	17.32	—	3.03	0.45	18.42	100
	候補者数	3	2	1	—	1	1	2	10
参議院議員通常選挙 (選挙区) 定数 2	総得票数	142,298	—	—	—	13,766	—	97,453	253,517
	最高 "	89,553	—	—	—	13,766	—	97,453	—
	最低 "	52,745	—	—	—	13,766	—	97,453	—
	得票率(%)	56.13	—	—	—	5.43	—	38.44	100
	候補者数	2	—	—	—	1	—	1	4

(注) 国会議員の選挙については、熊本市の投票結果を記載按分による小数点以下の得票数は省略
 熊本市長選挙における「諸派」は「熊本市をよくする会」
 熊本県知事選挙における「諸派」は「青年愛国党」
 県議会議員選挙における「諸派」は「新自由クラブ」
 市議会議員選挙における「諸派」は「日本労働党」「民権の会」
 衆議院議員選挙における「諸派」は「日本労働党」

13 国際交流

本市は、友好都市の関係にある中華人民共和国桂林市並びに10数年来にわたる友好親善を深めているドイツ連邦共和国ハイデルベルク市との相互交流を促進し、両市民の相互理解と親善、交流を進めている。

更に各国との交流についても、国際化の進展に即応し、地方自治体の果たす役割と責任の自覚のもとに友好親善を進めていく。

(1) 中華人民共和国桂林市

熊本市と桂林市は、昭和54年10月1日の友好都市締結以来長期的視野に立って、両市間の経済・科学技術・都市建設・教育・文化・観光・衛生等の各分野にわたる交流と協力を促進するため積極的な各種交流事業を進めている。

提携までの経緯とその後の経過

昭和54年7月、中国桂林市へ友好都市締結についての事務打合せのための先遣団を派遣。同年10月1日、梁成業桂林市革命委員会主任を団長とする桂林市友好訪問団一行20名を熊本市に迎え、市議会の同意を得て、市制施行90周年記念式典と機を一にして友好都市の調印式を挙行政した。

更に昭和55年1月星子市長を団長とする熊本市友好訪問団が桂林市を中心に中国各地を歴訪し、友好交流事業について具体的話し合いを行って以来、両市の友好往来はますます活発になり、特にこの間の往来は、将来の交流の基礎を築いた。締結5周年に当たる昭和59年には各種の記念事業が開催され、又昭和60年には国際青年年にふさわしく桂林市から青年友好訪問団が来熊し、翌61年には熊本市青年団が桂林市を訪問するなど青年の相互交流が活発に行われ、両市間の友好親善は新たな発展段階に入っている。

最近の主な交流状況

- 59年 11月 熊本市産業展覧会訪問団の派遣及び産業展の開催
- 60年 4月 桂林市留学生の受入れ
- 5月 熊本市桂林市合同書画展桂林展訪問団の派遣
- 7月 熊本市高校生の桂林市訪問
- 8月 桂林市青年友好訪問団の来熊
- 10月 桂林市人民代表大会常務委員会訪問団の来熊
熊本市民友好の翼の桂林市訪問
- 61年 2月 熊本市青年桂林市友好訪問団の派遣

桂林市の概要

桂林市は、中国西南部、広西壮(チワン)族自治区の東北部に位置する永い歴史をもった風光明媚な都市で、市内には澄みきった水がゆったりと流れる漓江沿いに、南面にみられるような奇峰、奇岩(象鼻山・独秀峰・疊彩山・蘆笛岩などと名付けられている)がそそり立ち「桂林山水甲天下」と謳われるすばらしい景観を呈している。

また、桂林の桂はキンモクセイのことで、キンモクセイの街路樹が街の隅々まで植えられて、花の咲く9月、

10月には街中がその香りで包まれる。

桂林市の人口は、現在約30余万人で、大多数は漢民族であるが、回・壮・苗瑶などの民族からなっている。市内の面積は54平方キロメートルで、気候は亜熱帯地方に属し、年間の平均雨量は1,900ミリメートル、平均気温19℃と温和で、住みよい地方とされ、古くから広西の政治、文化の中心地として栄えてきたところである。

(2) ハイデルベルク市

熊本市とハイデルベルク市とは、10数年来の交流を重ねている。

ツンデル、ハイデルベルク市長の来熊、星子熊本市長のハイデルベルク市訪問、更に57年8月の両市市旗の交換、58年7月のツンデル市長を迎えての熊本市民の手によるミュージカル「アルト・ハイデルベルク」の公演は、両市間の友好の絆を一段と強固なものにした。

更に、61年2月にはハイデルベルク大学創立600周年を記念して開催された日本週間「熊本の日」参加のため、星子市長をはじめとする友好訪問団がハイデルベルク市を訪れ、ツンデル市長との桜の苗木の記念植樹や古武道、能など日本の伝統文化を披露ハイデルベルク市民に深い感銘を与えた。

今後とも経済、文化等の各分野にわたって両市の交流を進め、両市市民の友好親善と相互理解を深めていく。

主な交流状況

- 55年 11月 ツンデル、ハイデルベルク市長の来熊
- 56年 8月 星子熊本市長のハイデルベルク市訪問
- 57年 8月 ハイデルベルク市管弦五重奏団の火の国まつり参加
- 58年 6月 交流事業促進のためのハイデルベルク市訪問団を派遣
- 7月 ミュージカル「アルト・ハイデルベルク」鑑賞等のためツンデル市長来熊
- 10月 熊本市経済訪問団の派遣
- 59年 7月 熊本ユースオーケストラのハイデルベルクお城まつり参加
- 61年 2月 熊本市ハイデルベルク市友好訪問団の派遣

ハイデルベルク市の概要

バーデン＝ウエルテンベルク州ノルトバーデン県に位置し、昔のおもかげをとどめた古城と大学のまち。人口約13万人。

ネッカー川とライン川の合流点に近く、標高116メートル、温和な気候に恵まれ、ドイツ最古の大学を通じて知的な雰囲気のみなぐるドイツで最も美しい都市のひとつである。

14 名 誉 市 民

(昭61. 8.1現在)

故徳富猪一郎(蘇峰)氏(昭和30年顕彰)

文久3年1月25日生まれ。近世日本の先覚者として、また、すぐれた思想家であった。

熊本在任中は大江義塾の創始者として子弟の教育に専念し、その啓蒙の影響が大であった。

昭和32年11月2日逝去(94歳)

故高橋守雄氏(昭和30年顕彰)

明治16年1月1日生まれ。第7代市長として、3大事業などを完遂(二十三聯隊の移転、市電、上水道の開設その他)熊本市の近代化、発展、繁栄につくし、また、教育者として、郷土教育の振興育成に活躍した。

昭和32年5月6日逝去(74歳)

故細川護立氏(昭和35年顕彰)

明治16年10月21日生まれ。細川家16代当主、有斐学舎の舎長、また、肥後奨学会の総裁に就任、多額の奨学金を出資し学徒の育成支援につくした。さらに国の文化財保護委員会委員として、本市の重要文化財、史跡名勝などの保存活用に貢献した。

昭和45年11月18日逝去(87歳)

故福田令寿氏(昭和35年顕彰)

明治5年12月7日生まれ。医師開業のかたわら、五高、医専などで教鞭をとり、子弟の教育に専念のほか、社会文化、社会福祉関係の諸要職を歴任した。特に県の文化功労者にえられたほか、かずかずの叙勲、受賞にかがやき、郷土の社会文化、福祉の向上発展につくした功績は大い。

昭和48年8月7日逝去(100歳)

故宇野哲人氏(昭和44年顕彰)

明治8年11月15日生まれ。東京帝国大学で漢学、中国哲学の教授、名誉教授としてのすぐれた業績は、郷土熊本の大文運の興隆に、多くの影響をあたえた。また、現在わが国における漢学関係の学究者で、直接、間接に氏の薫陶、影響を受けないものはないといっても過言ではない。

昭和49年2月19日逝去(98歳)

故堅山熊次(南風)氏(昭和44年顕彰)

明治20年9月12日生まれ。横山大観画伯などに師事、日本画に精進し、その多くの作品のうゑに肥後の郷土色のにじみ出た芸術の香りがよく生かされている。

氏のすぐれた業績は、現在、大観画伯なき後の日本画壇の第一人者といわれ、また、郷土文化の進展に大きく貢献している。

昭和55年12月30日逝去(93歳)

故後藤祐太郎(是山)氏(昭和54年顕彰)

明治19年6月8日生まれ。熊本における文化啓蒙家として郷土史の研究、文化活動において多大の功績があった。

俳句同人誌「東火」(昭和2年「かわがらし」として創刊。昭和17年に改題。)主宰をはじめ、力作「肥後文人画の研究」「肥後国誌」等の著作、「熊本市政七十年史」の編纂、「県史」「県議会史」の監修など、氏が手がけた仕事は、名利を求めず時流にもおもねらず、ひたすら自己の真実を貫くその生活態度とともに、今日高

く評価されている。勲五等瑞宝章受章。県近代文化功労者。熊日社会賞受賞。

昭和61年6月4日逝去(99歳)

中村破魔子(汀女)氏(昭和54年顕彰)

明治33年4月11日生まれ。現代女流俳人の第一人者。氏の句は女性特有のこまやかな情感に裏打ちされて艶であり優であり且つ頭脳的であるところにその本領があるが、そのなかにはまた、常に変わらぬ故郷熊本を想う純情がみなぎっているのも特徴の一つである。俳誌「風花」を主宰する傍ら、「春雪」「汀女句集」「春暁」「花影」「都鳥」「薔薇粧ふ」など数々の句集をはじめ、「ふるさとの菓子」「その日の風」などの随筆集を刊行し、女性俳句の隆盛はもとより文化の振興に多大の貢献があった。勲四等宝冠章受章。文化功労者。県近代文化功労者。

現在 85 歳

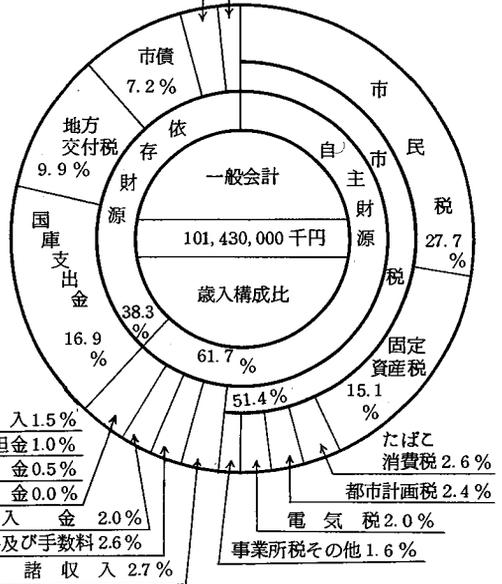
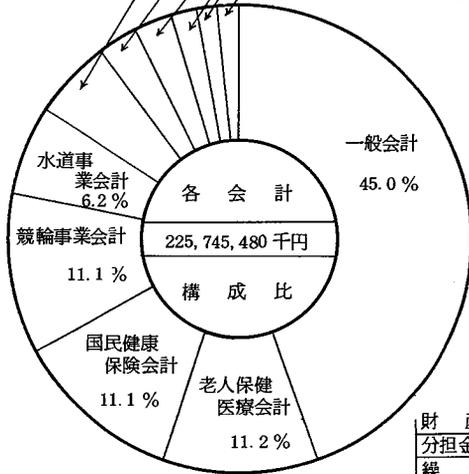
15 財 政

(1) 昭和61年度当初予算図表

産業振興資金会計	1.5%
流通業務団地造成事業会計	1.9%
交通事業会計	2.5%
市民病院会計	3.0%
公共下水道事業会計	5.4%

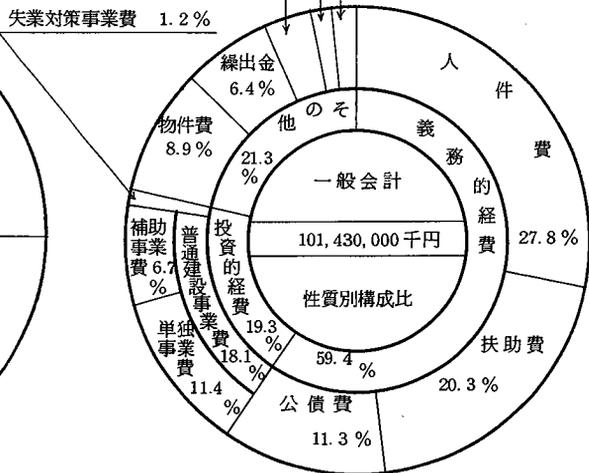
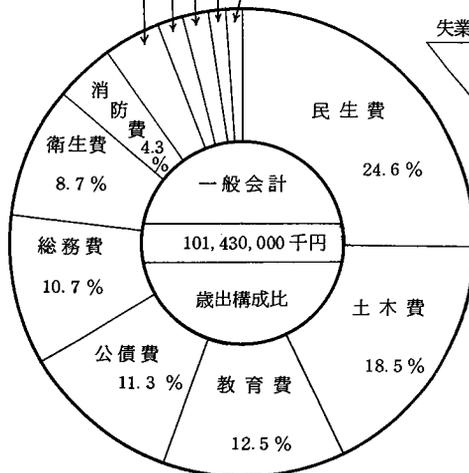
産院会計	0.2%
熊本城会計	0.2%
水洗便所改造資金貸付事業会計	0.2%
住宅新築資金貸付事業会計	0.1%
食肉センター会計	0.1%
都市開発資金会計	0.1%
交通災害共済事業会計	0.1%
老人居室整備資金貸付事業会計	0.1%
中小企業勤労者福祉共済事業会計	0.0%
住宅改修資金貸付事業会計	0.0%
障害者住宅整備資金貸付事業会計	0.0%
東部第一土地区画整理清算会計	0.0%

県支出金	2.9%
地方譲与税	0.6%
自動車取得税交付金	0.4%
受託事業収入	0.3%
交通安全対策特別交付金	0.1%
国有提供施設等所在市町村助成交付金	0.0%



労働費	1.2%
農林水産業費	1.6%
商工費	1.9%
諸支出金	3.8%
議会費	0.8%
予備費	0.1%

維持補修費	1.4%
補助費等	3.3%
貸付金	0.6%
積立金	0.6%
予備費	0.1%
投資及び出資金	0.0%



総務

(2) 予算総括表

(単位 千円)

区分 会計別	61年度当初予算(A)		60年度予算				比較 (A) - (B)	伸率 $\frac{(A)-(B)}{(B)}$
		%	当初予算(B)		現計予算			
				%		%		%
一般会計	101,430,000	45.0	98,500,000	47.3	113,428,079	48.4	2,930,000	3.0
特別会計	97,342,588	43.1	84,134,764	40.4	94,351,976	40.2	13,207,824	15.7
国民健康保険会計	25,162,328	11.1	23,054,751	11.1	25,551,214	10.9	2,107,577	9.1
住宅改修資金貸付事業会計	38,772	0.0	40,452	0.0	38,015	0.0	△ 1,680	△ 4.2
障害者住宅整備資金貸付事業会計	37,702	0.0	36,522	0.0	24,589	0.0	1,180	3.2
老人居室整備資金貸付事業会計	116,352	0.1	120,243	0.1	80,200	0.0	△ 3,891	△ 3.2
老人保健医療会計	25,400,501	11.2	23,189,879	11.1	25,987,634	11.1	2,210,622	9.5
交通災害共済事業会計	132,488	0.1	102,235	0.1	124,084	0.0	30,253	29.6
食肉センター会計	229,025	0.1	240,179	0.1	267,071	0.1	△ 11,154	△ 4.6
産業振興資金会計	3,325,000	1.5	3,325,000	1.6	3,325,000	1.4	0	0
中小企業勤労者福祉共済事業会計	74,206	0.0	71,934	0.0	71,934	0.0	2,272	3.2
流通業務団地造成事業会計	4,186,484	1.9	4,621,497	2.2	4,632,611	2.0	△ 435,013	△ 9.4
競輪事業会計	25,160,160	11.1	16,964,532	8.2	17,504,162	7.5	8,195,628	48.3
熊本城会計	430,758	0.2	414,141	0.2	443,029	0.2	16,617	4.0
都市開発資金会計	171,171	0.1	202,825	0.1	202,825	0.1	△ 31,654	△ 15.6
東部第一土地区画整理清算会計	31,261	0.0	34,516	0.0	30,496	0.0	△ 3,255	△ 9.4
公共下水道事業会計	12,183,976	5.4	11,027,410	5.3	15,422,527	6.6	1,156,566	10.5
水洗便所改造資金貸付事業会計	376,604	0.2	366,648	0.2	398,322	0.2	9,956	2.7
住宅新築資金貸付事業会計	285,800	0.1	277,437	0.1	222,349	0.1	8,363	3.0
(農業共済事業会計)	—	—	44,563	0.0	25,914	0.0	△ 44,563	—
一般・特別会計合計	198,772,588	88.1	182,634,764	87.7	207,780,055	88.6	16,137,824	8.8
企業会計	26,972,892	11.9	25,477,584	12.3	26,739,826	11.4	1,495,308	5.9
産院会計	443,159	0.2	467,207	0.3	476,320	0.2	△ 24,048	△ 5.1
市民病院会計	6,830,115	3.0	6,403,653	3.1	6,927,432	3.0	426,462	6.7
水道事業会計	14,027,205	6.2	12,941,376	6.2	12,999,731	5.5	1,085,829	8.4
交通事業会計	5,672,413	2.5	5,665,348	2.7	6,336,343	2.7	7,065	0.1
総計	225,745,480	100	208,112,348	100	234,519,881	100	17,633,132	8.5

(3) 一般会計性質別財源充当状況

(単位 千円)

区分 性質別	61年度当初予算				60年度当初予算			
	予算額	構成比	特定財源	一般財源	予算額	構成比	特定財源	一般財源
1人件費	28,162,572	27.8	2,160,056	26,002,516	26,216,219	26.6	1,936,061	24,280,158
2物件費	9,003,139	8.9	1,683,945	7,319,194	7,691,967	7.8	1,496,717	6,195,250
3維持補修費	1,382,852	1.4	275,002	1,107,850	1,324,371	1.3	294,226	1,030,145
4扶助費	20,624,393	20.3	14,756,728	5,867,665	18,834,183	19.1	14,016,820	4,817,363
5補助費等	3,368,697	3.3	303,562	3,065,135	3,113,025	3.2	311,975	2,801,050
6普通建設事業	18,354,890	18.1	11,153,799	7,201,091	22,994,669	23.3	14,296,031	8,698,638
補助事業	6,757,140	6.7	5,734,400	1,022,740	9,338,752	9.5	7,748,932	1,589,820
単独事業	11,597,750	11.4	5,419,399	6,178,351	13,655,917	13.8	6,547,099	7,108,818
7災害復旧事業	—	—	—	—	—	—	—	—
8失業対策事業	1,259,090	1.2	393,839	865,251	1,270,688	1.3	455,414	815,274
9公債費	11,439,020	11.3	1,207,423	10,231,597	9,697,368	9.9	1,067,848	8,611,520
10積立金	585,333	0.6	575,333	10,000	587,818	0.6	557,818	30,000
11投資及び 出資金	17,127	0.0	—	17,127	397,880	0.4	—	397,880
12貸付金	611,000	0.6	606,126	4,874	388,501	0.4	381,442	7,059
13繰出金	6,551,887	6.4	664,453	5,887,434	5,931,311	6.0	619,604	5,311,707
14予備費	70,000	0.1	—	70,000	70,000	0.1	—	70,000
合計	101,430,000	100	33,780,266	67,649,734	98,500,000	100	35,433,956	63,066,044

総務

(4) 一般会計決算の推移
(歳入)

款	区分 年度	金 額 (千円)					構 成 比 例				
		57	58	59	60	61	57	58	59	60	61
1	市 税	40,320,469	43,868,453	46,736,528	50,822,520	52,177,849	39.3	43.5	42.9	44.5	51.4
2	地方譲与税	715,434	760,813	731,787	687,474	601,000	0.7	0.8	0.7	0.6	0.6
3	自動車取得税交付金	410,300	415,837	414,754	410,402	400,000	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
4	国有提供施設等所在 市町村助成交付金	6,017	6,107	6,017	6,017	1,000	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
5	地方交付税	12,412,567	10,871,745	9,939,667	11,609,623	10,000,000	12.1	10.8	9.1	10.2	9.9
6	交通安全対策 特別交付金	110,284	115,268	164,586	176,984	100,000	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
7	分担金及び負担金	929,959	956,153	979,920	961,871	978,430	0.9	1.0	0.9	0.8	1.0
8	使用料及び手数料	2,001,136	2,221,165	2,495,066	2,734,729	2,678,499	2.0	2.2	2.3	2.4	2.6
9	国庫支出金	22,459,562	20,181,780	20,821,083	20,509,567	17,094,018	21.9	20.0	19.1	17.9	16.9
10	県支出金	2,961,596	2,448,097	2,528,431	3,154,340	2,995,076	2.9	2.4	2.3	2.8	2.9
11	財産収入	1,839,295	1,476,496	2,578,552	1,905,014	1,501,802	1.8	1.5	2.4	1.7	1.5
12	寄 附 金	21,749	15,546	8,275	4,789	35,751	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
13	繰 入 金	103,658	51,901	624,098	2,533,765	2,015,960	0.1	0.1	0.6	2.2	2.0
14	繰 越 金	3,975,931	2,619,520	1,640,290	1,340,163	500,000	3.9	2.6	1.5	1.2	0.5
15	諸 収 入	3,164,331	3,280,727	4,772,199	3,476,242	3,045,415	3.0	3.2	4.4	3.0	3.0
16	市 債	11,142,500	11,465,500	14,436,100	13,983,300	7,305,200	10.9	11.4	13.3	12.2	7.2
	合 計	102,574,788	100,755,018	108,877,353	114,316,800	101,430,000	100	100	100	100	100

(歳出)

款	区分 年度	金 額 (千円)					構 成 比 例				
		57	58	59	60	61	57	58	59	60	61
1	議 会 費	653,040	708,513	775,175	758,016	784,106	0.7	0.7	0.7	0.7	0.8
2	総 務 費	13,247,882	12,182,039	11,931,040	12,442,850	10,832,412	13.2	12.3	11.1	11.0	10.7
3	民 生 費	22,946,682	22,336,630	23,334,354	24,589,474	24,984,121	22.9	22.5	21.7	21.8	24.6
4	衛 生 費	8,374,257	9,156,634	11,281,750	12,871,794	8,841,258	8.4	9.2	10.5	11.4	8.7
5	労 働 費	1,347,685	1,332,723	1,270,842	1,289,548	1,259,090	1.3	1.3	1.2	1.1	1.2
6	農 林 水 産 業 費	2,027,922	1,845,841	2,196,401	2,320,534	1,672,207	2.0	1.9	2.1	2.1	1.6
7	商 工 費	1,723,431	1,754,446	1,842,309	2,034,394	1,942,862	1.7	1.8	1.7	1.8	1.9
8	土 木 費	19,155,910	18,583,199	20,693,165	21,221,688	18,779,199	19.1	18.8	19.2	18.8	18.5
9	消 防 費	3,189,317	3,984,057	4,441,283	4,044,701	4,320,643	3.2	4.0	4.1	3.6	4.3
10	教 育 費	16,179,015	14,753,227	15,998,300	16,879,494	12,663,135	16.1	14.9	14.9	14.9	12.5
11	災 害 復 旧 費	198,875	73,290	7,049	47,359	0	0.2	0.1	0.0	0.0	0
12	公 債 費	7,136,662	8,888,532	10,101,662	10,963,964	11,445,465	7.1	9.0	9.4	9.7	11.3
13	諸 支 出 金	4,115,743	3,515,597	3,680,492	3,517,007	3,835,502	4.1	3.5	3.4	3.1	3.8
14	予 備 費	0	0	0	0	70,000	0	0	0	0	0.1
	合 計	100,296,421	99,114,728	107,553,822	112,980,823	101,430,000	100	100	100	100	100

(注) 61年度は当初予算額を示す

(5) 財政指標（普通会計ベース）

（単位 千円）

区分	年度			56			57			58			59			60		
	伸率	指数		伸率	指数		伸率	指数		伸率	指数		伸率	指数		伸率	指数	
基準財政需要額	37,607,472	15.2	100	41,213,300	9.6	110	41,921,682	1.7	111	43,152,358	2.9	115	47,584,745	10.2	127			
基準財政収入額	26,827,097	17.2	100	29,279,022	9.1	109	31,294,232	6.9	117	33,667,556	7.6	125	36,297,051	7.8	135			
標準税収入額	35,545,694	17.3	100	38,788,360	9.1	109	41,432,803	6.8	117	44,600,088	7.6	125	48,104,134	7.9	135			
標準財政規模	46,080,340	15.1	100	50,722,638	10.1	110	51,847,750	2.2	113	54,083,648	4.3	117	59,201,266	9.5	128			
財政力指数	0.69			0.71			0.72			0.75			0.76					
実質収支比率(%)	4.4			3.5			3.3			2.0			1.8					
経常収支比率(%)	76.8			75.6			77.2			79.7			79.7					
公債費比率(%)	9.9			11.6			13.5			14.7			15.0					

総務

16 市 税

(1) 市税の税率及び納期

税 目		税 率	納 期 限	
市 民 税	個 人	均等割	2,500円	
		所得割	課税所得金額	税 率
	20万円以下		2.5%	
	20万円超		3%	
	45万円 "		4%	
	70万円 "		5%	
	95万円 "		6%	
	120万円 "		7%	
	220万円 "		8%	
	370万円 "	9%		
570万円 "	10%			
950万円 "	11%			
1,900万円 "	12%			
2,900万円 "	13%			
4,900万円 "	14%			
法 人	均等割	1 資本等の金額が50億円を超える法人で熊本市内に有する事務所等の従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 3,600,000円	○一般的な申告納付期限 各事業年度終了の日から2カ月以内、但し、税務署長の承認を受けたものは3カ月以内 ○人格のない社団等で収益事業を行わないもの 公共法人、公益法人で均等割のみを課されるもの 4月30日	
		2 資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 2,100,000円		
		3 資本等の金額が10億円を超える法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの及び資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 480,000円		
		4 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの及び資本等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 180,000円		
		5 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの及び資本等の金額が1千万円以下で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 144,000円		
		6 前各号に掲げる法人以外の法人等 年額 48,000円		
	法人税割	14.7 100		
県 民 税	個 人	均等割	700円	
		所得割	課税所得金額	税 率
		150万円以下	2%	
		150万円超	4%	
固定資産税		1.4 100	1期 4/1～4/30 2期 7/1～7/31 3期 9/1～9/30 4期 12/1～12/31	
都市計画税		0.2 100	固定資産税と同じ	
軽自動車税		1 原動機付自転車 (ア) 総排気量が50cc以下 1,000円(700円) (イ) " 90cc " 1,200円(1,100円) (ウ) " 125cc " 1,600円(1,450円) (エ) ミニカー 2,500円(2,300円) 2 軽自動車 (ア) 二輪のもの(側車付を含む) 2,400円(2,200円) (イ) 三輪のもの 3,100円(2,850円)	○1(エ)の税率については、60年2月15日前に取得したものは、1,000円(700円)、60年2月15日以後に取得したものは、2,500円(2,300円)を適用する	

(2) 納税義務者の推移

税目		年度		56	57	58	59	60
		普通徴収	特別徴収					
市 民 税	個人	均等割のみ		7,548	7,465	7,521	7,613	5,512
		所得割のみ		10,383	11,152	11,537	10,877	10,649
		完全納税者		40,850	42,932	45,717	46,012	47,055
		計		58,781	61,549	64,775	64,502	63,216
	法人	均等割のみ		2,115	2,131	1,974	2,226	2,153
		所得割のみ		16,125	16,445	16,500	16,541	16,514
		完全納税者		108,400	109,788	111,321	110,329	110,199
		計		126,640	128,364	129,795	129,096	128,866
	小計			185,421	189,913	194,570	193,598	192,082
	法人調定件数			17,847	18,600	18,786	19,197	19,647
固定資産 税	土地及び家屋 償却資産		117,312	121,667	124,581	126,718	128,657	
	償却資産		(2,665)	(2,793)	(2,838)	(2,764)	(2,798)	
	小計		117,312	121,667	124,581	126,718	128,657	
軽自動車税			93,396	106,558	120,879	133,614	141,613	
合計			413,976	436,738	458,816	473,127	481,999	
対前年	増加数		20,461	22,762	22,078	14,311	8,872	
	伸長率%		105	105	105	103	102	

(注) 償却資産に係る()は土地及び家屋に含む

(3) 市税収入状況

(単位 千円)

税目		年度		59			60		
		調定額	収入額	収入率%	調定額	収入額	収入率%		
市 民 税	個人分	普通徴収	5,968,236	5,564,056	93.2	6,338,083	5,892,750	93.0	
		特別徴収	12,160,539	12,110,837	99.6	12,964,011	12,906,642	99.6	
		計	18,128,775	17,674,893	97.5	19,302,094	18,799,392	97.4	
	法人分	7,301,801	7,240,723	99.2	8,328,084	8,286,298	99.5		
小計		25,430,576	24,915,616	98.0	27,630,178	27,085,690	98.0		
固定資産 税	固定資産	12,873,870	12,481,853	97.0	14,477,481	13,939,180	96.3		
	土地家屋償却資産	542,118	542,118	100.0	557,940	557,940	100.0		
産交付金・納付金		13,415,988	13,023,971	97.1	15,035,421	14,497,120	96.4		
定税小計		293,629	280,698	95.6	314,756	299,379	95.1		
軽自動車税		2,432,959	2,432,959	100.0	2,523,823	2,523,823	100.0		
たばこ消費税		1,914,239	1,914,239	100.0	2,077,102	2,077,102	100.0		
電気税		59,480	59,480	100.0	59,026	59,026	100.0		
ガス税		54	54	100.0	121	121	100.0		
木材引取税		105,850	101,210	95.6	135,693	135,076	99.5		
特別土地保有税		67,043	67,043	100.0	69,651	69,651	100.0		
商品券発行税		1,389,333	1,372,647	98.8	1,316,521	1,296,733	98.5		
事業所税		2,106,036	2,041,893	97.0	2,328,224	2,241,699	96.3		
都市計画税		47,215,187	46,209,810	97.9	51,490,516	50,285,420	97.7		
合計		2,905,743	526,718	18.1	3,343,120	537,100	16.1		
滞納繰越分		50,120,930	46,736,528	93.2	54,833,636	50,822,520	92.7		
総計									

(4) 納税貯蓄組合

(単位 千円)

区分 年度	組合 数	組合 員数	税 目	調定額 (A)	組合納付額		収入率 (B) —(%) (A)	事務費 交付金 (C)	割合 (C) —(%) (A)	事務費 交付基準
					件数	金額(B)				
56	743	40,475	市民税	4,989,928	33,187	895,962	18.0	69,036	0.4	納期内に完納 した市税の 56～57年度 は $\frac{3}{100}$ (最高 3,000円)、
			固定資産税	11,123,882	122,979	2,198,128	19.8			
			軽自動車税	192,004	7,214	15,164	7.9			
			計	16,305,814	163,380	3,109,254	19.1			
57	720	40,055	市民税	5,276,241	34,571	910,841	17.3	74,997	0.4	58～59年度 は $\frac{27}{100}$ (最高 2,700円)、 60年度は $\frac{24}{100}$ (最高2,400 円)と
			固定資産税	12,509,799	121,916	2,425,236	19.4			
			軽自動車税	208,958	8,911	18,574	8.9			
			計	17,994,998	165,398	3,354,651	18.6			
58	692	39,640	市民税	5,658,504	33,046	911,340	16.1	70,208	0.4	領収書1枚に つき10円 均等割領収書 については1 枚につき50円
			固定資産税	13,869,171	117,701	2,647,314	19.1			
			軽自動車税	230,431	8,353	17,180	7.5			
			計	19,758,106	159,100	3,575,834	18.1			
59	678	39,440	市民税	5,968,236	30,436	922,863	15.5	70,100	0.3	
			固定資産税	14,979,906	112,379	2,696,101	18.0			
			軽自動車税	293,629	8,631	20,643	7.0			
			計	21,241,771	151,446	3,639,607	17.1			
60	671	39,230	市民税	6,338,083	28,818	895,655	14.1	63,724	0.3	
			固定資産税	16,805,705	107,087	2,837,807	16.9			
			軽自動車税	314,756	9,417	22,463	7.1			
			計	23,458,544	145,322	3,755,925	16.0			

(注) 調定額は納税組合の対象となるものについて計上し、固定資産税には都市計画税を含む

17 開 発 公 社

名 称	財団法人 熊本市開発公社
設立年月日	昭和39年7月3日
目的	公社は、熊本市と一体となり、都市の開発及び再開発のための事業を推進することにより、熊本市の産業経済の発展と市民の福祉増進に寄与することを目的とする。
事業	<ul style="list-style-type: none"> ○市街地開発に必要な用地の取得、造成、管理及び処分 ○道路その他公共の用に供するため、必要な土地のあっ旋、取得、造成管理及び処分 ○駐車施設(熊本市下通1丁目1番)の建設管理及び処分 ○前各号に掲げるもののほか公社の目的を達成するために必要な事業
役員 (昭和61.8.1現在)	理事長 助 役 理事 市民局長 経済局長 保健衛生局長 建設局長 都市局長 教育長 企画広報部長 副理事長 常務理事 総務局長 監 事 収入役 副収入役 役員の任期は2年、ただし再任をさまたげない。
資本金及び資金	基本財産 10,000千円(市出資金) 資金は市の損失補償を得て市中銀行等より借入している。 利 率 年7.5%以内(2年据置を含め11カ年以内の半年賦及び年賦償還)

事業実績

区分	事業名	執行額		備 考
		面積	金額	
昭和六十年 度 事業	教育施設	m ² 18,429.41	円 845,719,881	池上小学校拡張用地ほか
	衛生清掃施設	2,133.14	533,853,346	西保健所移設用地ほか
	公園施設	8,548	653,328,466	春日万日屋敷公園用地ほか
	街路施設	4,225.88	245,000,000	都市計画道路3・4・31 麻生田～弓削線用地
	土木施設	5,504.17	164,916,516	田迎町田井島排水路用地ほか
	「公有地拡大法」 関連施設	11,740.26	220,000,688	八景水谷公園用地ほか
	その他の公共施設	8,302.68	818,540,965	南部市民センター移転用地ほか
合 計	58,883.54	3,481,359,862		

18 土地開発基金

設 置 公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行をはかるため、熊本市土地開発基金を設置する。

基金の額 14,143,331千円（昭61.3.31現在）

運用の範囲 基金は上記の目的を達成するため、土地を先行取得するほか、熊本市開発公社の土地取得事業に貸し付けることができる。（貸付利率 年6分5毛）

19 市庁舎概要

本市永年の懸案であった新市庁舎の建設は、昭和54年3月着工以来2年8カ月を経て昭和56年10月末に完成し、同年11月初めには落成式が挙行された。新庁舎は、建物そのものを新しくするばかりでなく、内容的にも市庁舎はどうあるべきかとの基本理念を踏まえて建設した。

(1) 建物概要

所在地	熊本市手取本町1番1号		
敷地面積	10,007.20㎡		
建築面積	5,583.54㎡		
延面積	39,686.57㎡（他に駐輪場83.70㎡がある）		
構造・規模	高層棟	鉄骨造	地下2階地上15階建
	議会棟	鉄骨鉄筋コンクリート造	地上6階建
高さ	高層棟	軒高62.10m	
	議会棟	軒高26.00m	
工期	着工	昭和54年3月17日	
	竣工	昭和56年10月31日	
総工費	112億円		

(2) 建物の特色・特徴

ア 窓口事務部門の集約化

市民課を中心として窓口部門を1～2階に集中的に配し、その間をエスカレーター2基で結ぶことにより、立体的総合窓口化を図った。

イ 市民ホール、展示ホール等の設置

市民のコミュニティの場、憩いの場としてのスペースを確保するため、市民ホール（217㎡）、展示ホール（168㎡）、展望ロビー（169㎡）等を設置している。

ウ 美術文化の導入

庁舎建物に地域性、芸術性等の文化的潤いを加味するよう努め、地元画家の壁画をはじめ、彫刻、美術照明、壁掛、美術パネル等の美術装飾を積極的にとり入れた。

エ 熊本城との調和

庁舎前面に位置する熊本城との調和を保つため、庁舎の形状について高層棟は直線的でシンプルなものとする一方、議会棟には和風様式をとり入れている。また、外壁の色調は渋い茶褐色とし、お城の緑

と調和を図った。

オ 身体障害者への配慮

身体障害者対策として、出入口は全てスロープ式とし自動ドアを取り付けているほか、エレベーター2基には特別な装置を施しており、専用トイレも8カ所設置している。

カ 防災設備

風水害、火災あるいは地震等に対しては、防潮板やスプリンクラーの取り付け、バルコニーの設置など設計上からも万全を期しており、特に耐震性は関東大地震の約2倍にも耐える建物とした。

キ 省エネルギー対策

高層棟の各階にはバルコニーが設置されているため、これが日本家屋の軒庇の効用と同じく太陽直射熱を遮って、外部からの熱負荷を軽減させている。

また、窓ガラスには断熱性の高い複層ガラスを用いているほか、外壁については内貼材(スタイロフォーム)を使用して断熱効果を高めている。

(3) 熊本市自転車駐車場

近年、ミニバイク等の二輪車の増加は著しく、市街地中心部における放置二輪車は、防災上、歩行者の安全性、都市美観等に影響をおよぼしている。市庁舎周辺地域でも相当数の放置二輪車があり、それらを整理、収容するため、また土地の高度利用の面からも上層階には、庁舎に付随する会議室等を配置している。

駐輪施設としては自走式で半地下階から4階までを使用し、安全性や維持管理を考慮したテレビ監視システムや自動放送システム等を取り入れている。

所在地 熊本市花畑町9番1号(市役所別館内)

開設年月日 昭和61年1月11日

敷地面積 703.43㎡

建築面積 434.99㎡

延面積 3,401.21㎡(駐車場部分:1,742.96㎡)

構造 鉄骨造 8階建(一部半地下)

建設費 388,000千円

収容台数 703台

利用台数 60年度 延45,008台